

厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業

盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究

報告書

平成 30 年 3 月

社会福祉法人りべるたす



## 目 次

I. 事業概要	1
1. 事業目的	1
2. 研究プロセス	1
(1) 有識者や当事者団体等を交えた検討委員会の実施	1
(2) 既存関連調査結果および関連文献の収集・整理	2
(3) 研修カリキュラム案の作成	2
(4) 成果の公表計画	2
3. 事業実施体制（委員一覧）	3
II. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修の概要	4
1. 研修カリキュラム	4
(1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラム	4
(2) 同行援護従業者養成研修カリキュラム	11
2. 研修の実態	14
(1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実態	14
(2) 同行援護従業者養成研修の事態	27
III. 盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムと同行援護従業者養成カリキュラムの比較	36
1. 視覚障害者（児）の福祉サービス	36
2. 同行援護の制度と従業者の業務	37
3. 障害・疾病の理解①	41
4. 障害者（児）の心理①	42
5. 情報支援と情報提供	43
6. 代筆・代読の基礎知識	43
7. 同行援護の基礎知識	45
8. 基本技能	47
9. 応用技能及び交通機関の利用	49
10. 場面別基本技能	50

IV. 盲ろう者の移動支援に係る研修についての整理	51
1. 盲ろう者の移動支援に免除科目と考えられるもの	51
2. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修正の方向性	52
(1) 視覚障害者（児）の福祉サービス	52
(2) 同行援護の制度と従業者の業務	52
(3) 障害・疾病の理解①	53
(4) 障害者（児）の心理①	53
(5) 情報支援と情報提供	53
(6) 代筆・代読の基礎知識	53
(7) 同行援護の基礎知識	54
(8) 基本技能	54
(9) 応用技能及び交通機関の利用	54
(10) 場面別基本技能	55
3. 同行援護従業者養成研修の修正の方向性	56
(1) 同行援護従業者の質の担保	56
(2) 盲ろう者へのサービスの提供	56
IV. 盲ろう者の移動支援に係る研修についての今後の方向性	57
1. 今後の課題	57
2. 研修内容の改訂の必要性	57
(1) 同行援護従業者養成研修	57
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	58
V. 同行援護サービスにおいて盲ろう者向け通訳・介助員が行うイメージ	59
1. 盲ろう者向けの同行援護サービスに関する運用イメージの整理	59
2. 理想的な運用イメージ	60
参考文献	61

## I. 事業概要

### 1. 事業目的

視覚障害と聴覚障害を併せ持ついわゆる「盲ろう者」の外出支援には、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に加え、同行援護の利用が考えられるが、同行援護は、主に視覚のみの障害者を対象としたサービスであり、同行援護従業者養成研修では、盲ろう者とのコミュニケーション技術の習得までは求めていないことから、盲ろう者から利用しにくいとの声がある。盲ろう者が同行援護を利用しやすくするためには、同行援護のサービス提供者が、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した同行援護従業者か、もしくは同行援護従業者養成研修を修了した盲ろう者向け通訳・介助員が担当することが望ましいと考えられる。

現状の両研修には、それぞれ移動の支援に係るカリキュラムがあるなど、内容が類似する点があることから、両研修を相互に修了しやすくするよう、カリキュラムの整理・見直しができれば、それぞれの研修の修了者が効率的に両方の研修を修了することが可能となる。盲ろう者に対して、同行援護のサービスを両研修の修了者が提供することになれば、盲ろう者が同行援護を利用しやすくなると考えられるため、本事業では、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と同行援護従業者養成研修について、一方の研修修了者が、他方の研修を受講するときのカリキュラムの一部免除等の在り方についての提言や、新たなカリキュラム案の方向性を導き出すこと目的とする。

## 2. 研究プロセス

### (1) 有識者や当事者団体等を交えた検討委員会の実施

有識者や当事者団体等を交えた検討委員会を組織し、検討会において、以下の5項目について議論する。

- ・現状の同行援護従業者養成研修および盲ろう者向け通訳・介助員養成研修における、それぞれの個別の要素と共通化できる要素の分類・抽出
- ・抽出された共有化できる要素を基にした、同行援護従業者養成研修修了者が盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する際の免除項目と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者が同行援護従業者養成研修を受講する際の免除項目の設定
- ・その設定内容に基づいた研修カリキュラム案および免除カリキュラム案を策定
- ・検討委員会において当事者団体（全国盲ろう者協会・日本盲人会連合会）による意見を聴取し、その意見を踏まえたカリキュラム案の検討
- ・収集文献およびヒアリング調査結果を踏まえたカリキュラム案の作成

## (2) 既存関連調査結果および関連文献の収集・整理

過去に実施された関連調査結果報告や、関連する研修プログラム、研修テキスト等を収集・整理を行い、検討委員会においてカリキュラム素案の作成のための基礎資料を作成する。

## (3) 研修カリキュラム案の作成

調査結果および検討会での議論を踏まえ、同行援護従業者養成研修と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の個別要素と共通要素を踏まえ、研修カリキュラム（免除カリキュラム）を構築する。

## (4) 成果の公表計画

- ① ホームページによる公開
- ② 都道府県障害保健福祉主管課および関連団体への報告書の配布

### 3. 事業実施体制（委員一覧）

番号	所 属	氏 名
1	和洋女子大学	高木 憲司
2	慶應義塾大学	中野 泰志
3	特定非営利活動法人 地域創生研究所	坂本 洋一
4	宮城教育大学	三科 聡子
5	社会福祉法人 日本盲人会連合 常務理事	橋井 正喜
6	社会福祉法人 日本盲人会連合 同行援護事業所等連絡会 事務局長	金村 厚司
7	社会福祉法人 日本盲人会連合 同行援護事業所等連絡会 事務局	高間 恵子
8	社会福祉法人 全国盲ろう者協会 常務理事・事務局長	山下 正知
9	社会福祉法人 全国盲ろう者協会 事務局次長	橋間 信市
10	東京都盲ろう者支援センター センター長	前田 晃秀

## Ⅱ. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修の概要

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修を相互に修了しやすくするよう、カリキュラムの整理・見直しを実施するにあたり、両研修の概要を整理した。

はじめに、現在、制度上定められている各研修のカリキュラムを整理する。その後、既存文献調査及び各団体からの聞き取りにより、実際に両研修がどのように実施されているのか、その実態を明らかにする。

### 1. 研究カリキュラム

#### (1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラム

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のカリキュラムは以下の通りである。

## 意思疎通支援が必要な者の状況等<sup>⑪</sup>～盲ろう者(3) (盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成)

#### 目 的

盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、意思疎通を図ることに支障がある盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行い、もって盲ろう者の自立と社会参加を図ることを目的とする。

#### 事業内容

- (1) 盲ろう者向け通訳・介助員の養成
  - ・地域生活支援事業（都道府県必須事業）において実施。
  - ・「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室長通知）で示すカリキュラムに基づき実施。（必須科目42時間、選択科目42時間）
  - ・養成研修の講師は、全国盲ろう者協会及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて養成。
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員の登録
  - ・(1)の盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムに基づく養成研修を修了している者。
  - ・登録者数は全国で5,656人（平成26年3月31日時点）。
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
  - ・盲ろう者が意思疎通の支援や移動の支援が必要な場面において、各自治体の判断に基づき派遣。
  - ・地域生活支援事業（都道府県必須事業）において実施。
- (4) 盲ろう者向け通訳・介助員の現任研修
  - ・全国盲ろう者協会（国委託事業）において実施。

#### 【盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムの主な内容】

必須科目 42時間	盲ろう者概論(2h)	選択科目 42時間	盲ろう児の教育と支援(2h)
	盲ろう者疑似体験(2h)		高齢盲ろう者の生活と支援(2h)
	視覚・聴覚障害の理解(2h)		他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援(2h)
	盲ろう者の日常生活とニーズ(2h)		盲ろう者福祉制度概論(2h)
	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点(8h)		盲ろう通訳技術の実際(2h)
	盲ろうコミュニケーション実習(14h)		通訳・介助員のあり方(1h)
	通訳・介助員の心構えと倫理(2h)		盲ろう者の通訳技法と留意点(6h)
	盲ろう通訳技術の基本(2h)		盲ろう通訳実習(8h)
	移動介助実習Ⅰ、通訳・介護実習Ⅰ(6h)		移動介助実習Ⅱ(8h)
	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務(2h)		通訳・介助実習Ⅱ(6h)

17

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ  
「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」（平成27年9月）資料より

障企自発0325第1号  
平成25年3月25日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長  
（公 印 省 略）

#### 盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

平成25年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、地域生活支援事業の都道府県必須事業（大都市等の特例により、指定都市及び中核市も含む。）となる「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」については、これまで地域生活支援事業の都道府県任意事業として実施されてきた。このため、各都道府県において実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の研修時間、研修内容等の養成カリキュラムについては、統一されたものがないという状況であった。

平成25年4月1日から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」が地域生活支援事業の都道府県必須事業になることから、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修会で使用する「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」（別紙1）及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」（別紙2）を定めたので、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されたい。また、関係団体等への周知について、特段の配慮をお願いしたい。

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム

別紙 1

【必修科目（42時間）】

養成目標	盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	盲ろう者と1対1での外出（買い物・食事などに伴う外出）などの日常生活上の場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【選択科目（42時間）】

養成目標	必修科目の研修修了に加えて、盲ろう者向け通訳・介助員の役割・責務などについて理解と知識を深めるとともに、多様なニーズや場面に応じた通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	電車、バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や複数の者が参加する講演会、会議などの場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【必修科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう者概論	2	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。	盲ろう者の人数（全国・各地域） 盲ろう者の状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の地域生活の状況（住居・日中活動・福祉制度）	視聴覚教材などを用い、盲ろう者の全般的な状況について理解できるようにする。
講義 実習	盲ろう疑似体験	2	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。	基本的配慮（名前を言う、放置しない、話にあいづちを打つなど）を学ぶための疑似体験	盲ろう疑似体験セット（※）を用いて盲ろう状態を体験するとともに、受講者が基本的配慮を理解できるように討議や助言などの時間を設ける。
講義	視覚・聴覚障害の理解	2	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 見え方・聞こえ方に応じた配慮	視覚障害疑似体験セット（シミュレーションゴーグル・レンズセット（※））、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする。
講義	盲ろう者の日常生活とニーズ	2	盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。	盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 必要としている支援	盲ろう者による講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点（注1）	8	盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の盲ろう者のニーズやコミュニケーション方法を踏まえ、地域の実情に合わせたコミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろうコミュニケーション実習（注1）	14	盲ろう者とのコミュニケーションを方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、最低限必要な技術を習得する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	講義「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」の特記事項を踏まえ、盲ろう者とのコミュニケーション体験を中心に組み立てる。
講義	通訳・介助員の心構えと倫理	2	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理（自己決定の尊重、秘密保持など） 対人コミュニケーションの基礎技法（受容・傾聴・共感など）	
講義	盲ろう通訳技術の基本	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）	
実習	移動介助実習 I（注2）	2	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	基本姿勢 場面別基本移動介助技術（狭所・段差）	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 I（注2）	4	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む場面別基本通訳・介助技術を想定した実習（第三者が介在しない買い物・食事など）	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
講義	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応	実施主体の自治体職員、あるいは派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
		42			

【選択科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう児の教育と支援	2	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	盲ろう児の現状 盲ろう児の教育方法 盲ろう児に対する通訳・介助方法	特別支援学校教員、盲ろう児の親、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	高齢盲ろう者の生活と支援	2	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	高齢盲ろう者の現状 高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	介護福祉士、地域包括支援センター職員、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2	視覚と聴覚以外の障害（運動機能障害、精神障害など）を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	重複盲ろう者の現状 重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	理学療法士、精神保健福祉士などの感覚障害以外に関わる専門職の講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者福祉制度概論	2	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	障害者総合支援法の仕組み 通訳・介助員派遣事業の実情 盲ろう者団体も含めた地域の社会資源の状況	実施主体の自治体職員、あるいは受託団体役員、派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
講義 実習	盲ろう通訳技術の実際	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）の実習	ロールプレイなどの体験的手法を用いて実施する。
講義 演習	通訳・介助員のあり方	4	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の責務	事例検討の手法を用いて実施する。
講義	盲ろう者の通訳技法と留意点（注1）	6	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろう通訳実習（注1）	8	盲ろう者への通訳を方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、必要な技術を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	盲ろう者への通訳体験を中心に組み立てる。 地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	移動介助実習 II（注2）	8	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術（エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用）を想定した実習	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 II（注2）	6	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術（第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面）を想定した実習	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
		42			

※別紙2「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項」の「3 研修会で必要な機材について」参照。

## 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について

盲ろう者向け通訳・介助員の養成は、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム（以下「養成カリキュラム」という。）」に基づき、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間程度の研修が必要であり、最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある。

しかし、盲ろう者のコミュニケーション方法は、多種多様であり、これらすべてのコミュニケーション方法を盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（以下「養成研修会」という。）のみで習得するのは、現実的に困難である。また、盲ろう者への通訳・介助は、個々の盲ろう者の障害の程度、障害の受障時期、成育歴等によって、支援ニーズが異なってくる。

このため、養成カリキュラムは、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するに当たって、1 年間で実施しうる時間数、また、必要と考えられる科目、内容を示したものであり、これを基に地域の実情に合った指導内容を編成されたい。

なお、養成研修会開催の際は、下記に留意して、指導内容の編成、受講者の募集、既存の講習会等の活用等を検討されたい。

### 記

#### 1 指導内容を編成する際の留意事項

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修においては、必修科目の 42 時間と、選択科目の 42 時間、総計 84 時間実施することを推奨する。

必須科目は、盲ろう者とコミュニケーションが取れる、必要最低限の通訳技能を身につける、移動介助ができる（概ね、各地域で実施されている盲ろう者友の会等の交流会での通訳・介助ができる）ようになることを目標として、42 時間の研修を実施する。

具体的には、必修科目 42 時間を修了した者については、最低限、持ち合わせているコミュニケーション方法（手話、要約筆記、点字等。これら特別な講習が必要な技術を持ち合わせていない者は、手書き文字や音声）を使用し、盲ろう者と日常的なコミュニケーションや通訳ができるようになることを目標に指導内容を編成されたい。

選択科目は、必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される。

なお、養成カリキュラムの教科名に（注1）及び（注2）を付したものについては、次の点に留意されたい。

#### 【（注1）を付した教科について】

必修科目の「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」及び「盲ろうコミュニケーション実習」、選択科目の「盲ろう者の通訳技法と留意点」及び「盲ろう通訳実習」については、以下の点に留意するとともに、地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択、時間配分等の調整を行うものとする。

① コミュニケーション方法は多種多様に渡ることから、地域のニーズを踏まえた上で

カリキュラムを編成する。(例：派遣依頼件数の多いコミュニケーション方法に重点的に時間を配分するなど。)

- ② 一つのコミュニケーション方法(例：触手話・指点字等など)について、例えば講義1時間、実習2時間といった編成が通例であるが、講義・実習の両方を合わせて1コマで実施することも有効である。
- ③ 多岐に渡るコミュニケーション方法について、コミュニケーション実習を行いながら理解することが望ましいが、時間数の制約等で複数のコミュニケーションを取り上げることによって、通訳・介助員として活動する最低限のコミュニケーション手段すら身につかない場合などは、すべてを実習によるものとせず、概論の時間などで紹介するなどの方法を取る。
- ④ コミュニケーション方法の選択・時間配分等の調整によって、時間を短縮できる場合は、地域の実情に応じて選択科目の中から、より多くの選択科目の研修実施について検討されたい。

【(注2)を付した教科について】

- ① 必修、選択科目に共通する「移動介助実習」及び「通訳・介助実習」は、通訳・介助の実践を踏まえたものであり、相互に密接に関連することから、それぞれの時間配分については、地域の実情に応じて検討されたいが、両科目を組み入れることを推奨する。
- ② 派遣事業登録盲ろう者との交流を図るプログラムの実施を積極的に行うこと(指導内容の一部として、盲ろう者友の会主催の定例の交流会への出席を盛り込むなど、実際に盲ろう者と触れ合う機会を取り入れること)も検討されたい。
- ③ 講師については、養成カリキュラムの特記事項にない限り、盲ろう者や通訳・介助員、受託団体職員などが、内容や地域の実情などを踏まえて担当する。講師の選定にあたっては、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会」(旧「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」)、社会福祉法人全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(厚生労働省委託事業)の研修修了者の活用も検討されたい。

2 受講者募集及び既存の講習会等の活用について

受講者募集に当たっては、その地域での通訳・介助員の充足度によるが、一般的にはその数は不足していることを考慮すると、特段の条件(例：手話通訳、要約筆記、点訳等の経験、ガイドヘルパー有資格者など)を設けずに、広く募集することを推奨する。

この場合、既存の手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、ガイドヘルパー養成研修会等を並行して(またはその後)活用することも望ましい。

一方で、手話の習得には相当の時間を要すること、手話通訳ができるようになるには更に時間を要する(手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日障企第63号障害保健福祉部企画課長通知)では、手話奉仕員の養成に80時間、

手話通訳者の養成に90時間となっている)ことから、これらの養成研修会の修了者を対象に募集することは、手話の技能はもちろん、手話をコミュニケーション手段とする盲ろう者理解の面でも有効であると考えます。また、要約筆記奉仕員、要約筆記者の各養成研修会の修了者、点訳経験者などにも、対象者の理解においては同様のことがいえる。

そのような場合は、受講者の有する知識・経験等に応じて、手話コース、点字コースに分けるなどの方策も有効であると考えます。また、年ごとに内容を変えて(例：手話コースと点字コースを隔年で設けるなど)実施すること等も検討されたい。

### 3 研修会で必要な機材について

用具・器具		目的
視覚障害疑似体験セット (シミュレーションゴーグル・レンズセット)		屈折異常、白濁、視野狭窄などを人工的に再現する視覚障害体験用シミュレーションレンズを、専用のゴーグルに取り付けて装着する
疑似体験セット	アイマスク	見えない状態にするために装着する
	ティッシュペーパー	衛生を保つため、アイマスクの下に挟む
	携帯型音楽プレイヤー (MP3プレイヤー)	聞こえない状態にするため、ホワイトノイズ音を発生させる
	ヘッドホン	聞こえない状態にするため、ヘッドホンを通してノイズ音を聞く
	耳栓	聞こえない状態にするため、また、聴覚をノイズ音から保護するために装着する

### 4 養成研修会における受講者向けテキストについて

現時点で入手可能な養成研修会における受講者向けのテキストとしては、以下が挙げられるので参考にされたい。

- 『盲ろう者への通訳・介助―「光」と「音」を伝えるための方法と技術』  
全国盲ろう者協会編著 [平成20年(2008) 読書工房]
- 『盲ろう者の移動介助―盲ろう者にとっての安心・安全な移動介助方法とは』  
前田晃秀著 [平成20年(2008) 東京盲ろう者友の会]
- 『知ってください 盲ろうについて』  
東京盲ろう者友の会編 [平成22年(2010)]
- 『指点字ガイドブック～盲ろう者ところをつなぐ』  
東京盲ろう者友の会編著 [平成24年(2012) 読書工房]

## (2) 同行援護従業者養成研修カリキュラム

同行援護従業者養成研修のカリキュラムは以下の通りである。

### 同行援護従業者養成研修カリキュラム

H23.6.30 厚生労働省より

#### <一般課程-20時間>

区分	科目	時間数	目的(学習の目標)
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
講義	同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。
講義	障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
講義	障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
講義	情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援・情報提供の基礎を習得する。
講義	代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代読・代筆の方法を習得する。
講義	同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
演習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。
演習	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する。
講義12時間 演習8時間			

#### <応用課程-12時間>

区分	科目	時間数	目的(学習の目標)
講義	障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。
講義	障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め適切な対応ができるよう習得する。
演習	場面別基本技能	3	日常的に外出先での技術を習得する。
演習	場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する。
演習	交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。
講義2時間 演習10時間			

一般課程+応用課程 32時間

講義14時間 演習18時間

【一般課程】

区分	科目	獲得目標	内容	時間数
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	・視覚障害者(児)に関する福祉制度, サービス内容等を理解する。	1. 障害者福祉の背景と動向 2. 障害者福祉の制度とサービス 3. 視覚障害の概念と定義 4. 視覚障害の現状 5. 視覚障害者の移動支援制度の変遷 6. 移動支援と同行援護 7. 移動に関する制度	1
	同行援護の制度と従業者の業務	・同行援護制度のと従業者の役割, 業務を理解する。	1. 同行援護概論 2. 同行援護従業者の職業倫理 3. 同行援護の制度 4. 同行援護制度の利用 5. 同行援護従業者の業務 6. リスクマネジメント(緊急時対応) 7. 実務上の留意点	2
	障害・疾病の理解①	・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的, 実践的視点で理解するとともに, 援助の基本的な方向性を把握する。	1. 視覚障害者についての理解 2. 視覚障害の実態とニーズ 3. 「見え」の構造 4. 視覚障害の原因疾病と症状 5. 同行援護の留意点	2
	障害者(児)の心理①	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め, 心理的援助のあり方について把握する。	1. 先天性視覚障害者の心理 2. 中途視覚障害者の心理	1
	情報支援と情報提供	・移動中に必要な情報支援, 情報提供の基礎を修得する。	1. 言葉による情報提供の基礎 2. 移動中の口頭による情報支援 3. 状況や場面別での情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	・情報支援としての代筆, 代読の方法を習得する。	1. 代筆 2. 代読 3. 点字, 音訳の基礎 4. 情報支援機器の種類 5. 自ら署名・押印する方法など	2
	同行援護の基礎知識	・同行援護の目的と機能を理解し, 基本原則を把握する。	1. 基本的な考え方 2. 視覚障害者への接し方 3. 同行援護中の留意点 4. 歩行に関する補装具・用具の知識 5. 日常生活に関する用具の知識 6. 環境と移動に伴う機器	2
演習	基本技能	・基本的な移動支援の技術を習得する。	1. あいさつから基本姿勢まで 2. 基本姿勢と留意点 3. してはいけないこと 4. 歩行, 曲がる 5. 狭い場所の通過 6. ドアの通過 7. イスへの誘導 8. 段差・階段 9. 交通機関の利用の基本	4
	応用技能	・応用的な移動支援の技術を習得する。	1. 環境に応じた歩行 2. さまざまな階段 3. さまざまなドア 4. エレベーター 5. エスカレーター 6. 車の乗降 7. 食事 8. トイレ 9. 車いす利用視覚障害者への対応	4
合計				20

【応用課程】

区分	科目	内容	時間数
講義	障害・疾病の理解①	・業務において直面する障害・疾病を医学的, 実践的視点でより深く理解する。	1. 2. 3. 4. 5.
	障害者(児)の理解②	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め, 適切な対応が出来るよう習得する。	1. 2. 3.
演習	場面別基本技能	・日常的な外出先での技術を習得する。	1. 2. 3. 4.
	場面別応用技能	・目的に応じた外出先での技術を習得する。	1. 2. 3. 4.
	交通機関の利用	・交通機関での移動支援技術を習得する。	1. 2. 3. 4.
合計			12

※カリキュラムは「指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日 厚生労働省告示538号)別表4及び別表5による。

鹿児島県同行援護従業者養成研修実施要綱 別紙より

## 2. 研修の実態

### (1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実態

#### ① 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」実態調査報告書

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実態について、「平成 28 年度『盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業』『盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業』実態調査報告書」（～日本のヘレン・ケラーを支援する会<sup>®</sup>～社会福祉法人 全国盲ろう者協会）では以下のような調査結果を示している。

#### ■ アンケート調査結果

##### 1. 基礎情報

##### 1-1. 自治体が養成研修事業の実施主体か否か

自治体が養成研修事業の実施主体になっているか	都道府県 (n=47)		指定都市 (n=20)		中核市 (n=45)	
	数	割合	数	割合	数	割合
実施主体である	45	95.7%	17	85.0%	24	53.3%
実施主体ではない	2	4.3%	3	15.0%	21	46.7%

・実施主体ではない都道府県は、青森県と香川県。

##### 1-2. 実施団体の種別

実施団体 (N=48)

養成研修事業の実施団体種別	総数	割合
盲ろう者団体 (友の会等)	17	36.2%
聴覚障害者団体	21	44.7%
視覚障害者団体	1	2.1%
身体障害者団体	5	10.6%
その他障害者団体	3	6.4%

・盲ろう者団体 (友の会等) のうち、4 県 (岩手県、山形県、島根県、岡山県) は他団体からの再委託。

## 2. 平成27年度

### 2-1. 養成研修の実施状況

実施団体 (N=48, n=46)

[H27 年度養成] 実施状況	総数	割合
実施した	44	95.7%
実施していない	2	4.3%

## 2-2. 講師の実人数

実施団体(N=44, n=39)

[H27 年度養成] 講師の実人数	講師の 実人数	(講師の実人数 に占める) 盲ろう講師数	(講師の実人数に 占める)国リハ学院 主催の養成研修会 修了者	(講師の実人数に占める) 全国盲ろう者協会主催の 養成研修会修了者
最小値	2	1	0	0
最大値	34	30	6	7
平均値	13.5	6	1.7	1.9

## 2-3. 盲ろう講師の打診先

実施団体 N=44, (n=39,複数回答)

[H27 年度養成] 盲ろう講師の内訳	回答団体総数
自県内の在住盲ろう者	39
自県外の在住盲ろう者	14
全国盲ろう者協会の盲ろう職員	8

・盲ろう講師を全員自県で手配したのは21団体、全員県外から手配したのは2団体、全員協会から手配したのは1団体。

## 2-4. 応募者数等の状況

実施団体(N=44)

[H27 年度養成] 応募者数等の状況	養成定員数	応募者数	受講者数	修了者数	派遣事業登録者数
最小値	8	3	3	1	0
最大値	60	47	40	39	38
平均値	22.5	17.3	15.2	13.1	10.0

・養成定員数について、「定員なし」は3団体。複数の地域で研修会を行ったのは1団体。初級、中級と分けて行ったのは1団体。

### 3. 平成28年度

#### 3-1. 養成研修の実施予定

実施団体(N=47)

[H28 年度養成] 実施予定	総数	割合
実施する	45	95.7%
実施しない	2	4.3%

#### 3-2. 研修予定時間数

実施団体(N=45, n=44)

[H28 年度養成] 研修時間数(予定)	総数	割合
42 時間未満	4	9.1%
42 時間	10	22.7%
42 時間～50 時間未満	7	15.9%
50 時間～60 時間未満	5	11.4%
60 時間～70 時間未満	9	20.5%
84 時間	5	11.4%
未回答	4	9.1%

#### 3-3. 標準カリキュラムの選択科目の取り入れ予定

実施団体(N=45, n=43)

[H28 年度養成] 選択科目の取り入れ予定	総数
取り入れる	37
取り入れない	7

#### 3-4. 修了要件

実施団体(N=45, n=44, 複数回答)

[H28 年度養成] 修了要件	回答団体総数
出席回数(時間数も含む)	44
修了(登録)試験の合格	1
その他	4

### 3-5. 受講料

#### (1) 受講料(教材費含む)徴収の有無

実施団体(N=45, n=44)

[H28 年度養成] 受講料の有無	総数	割合
受講料を徴収している	20	45.5%
受講料を徴収していない	24	54.6%

・受講料を徴収している団体の内、「教材費を含む」は 17 団体、「教材費を含まない」は 3 団体。

#### (2) 受講料の分布

実施団体(N=45, n=19)

[H28 年度養成] 受講料の分布	総数	割合
1,000 円～1,999 円	4	21.1%
2,000 円～2,999 円	7	36.9%
3,000 円～3,999 円	5	26.3%
4,000 円	1	5.3%
15,000 円	1	5.3%
その他	1	5.3%

・15,000 円の団体について、学生の受講料は 10,000 円。

#### 「その他」の内訳:

・点字コース教材費 3,235 円・手話とパソコンコース教材費 1,725 円

### 3-6. 受講要件の有無

実施団体(N=45, n=43)

[H28 年度養成] 受講要件の有無	回答団体総数
年齢	11
在住	12
在勤・在学	6
手話経験年数	3
点字経験年数	1
手話技能	8
点字技能	7
その他	11

#### 「その他」の内訳

- ・視覚障害者向けガイドヘルパー経験有無
- ・盲ろう者支援を学びたい方
- ・事前面接の参加
- ・カリキュラムの90%以上を出席
- ・全日程出席可能
- ・受講後、通訳・介助員として活動できる人
- ・全日程出席できる方
- ・登録後活動できる方
- ・受講後、通訳・介助者として登録、活動できる者
- ・手話で会話ができる方
- ・要約筆記奉仕員(者)のパソコンコースを修了した方
- ・点字の読み書きができる方
- ・中学卒業程度の国語力のある人

## ■追加調査結果（記述回答）

### 2-1. 養成研修事業全般で困っていること、感じていること

#### ●受講修了後

- ・点訳者、手話通訳者、要約筆記者等、有資格者の受講が少なく、登録後の派遣に繋がらない。
- ・若くなったものの、仕事をもっている方が大半のため、実際に活動に結び付くかは疑問。
- ・友の会に参加する人が少ない。
- ・講座を終了しても、登録に結びつかない。
- ・研修終了後、現任研修または養成講座を再度受講する必要がある。
- ・受講申込の際、手話、点字などの経験は問わないため、修了しても通訳・介助技術に差がある。
- ・現在の日程では、全ての障害について理解するのが難しく、登録後すぐに活動できる方が少ない。
- ・手話コースは技術差があり、講座修了し登録後、どのように実践場面を提供していくかが難しい。

#### ●受講者募集

- ・受講生の募集方法について。当初は6月から開催予定だったが、あまりにも申込が少なく、9月に延期した。
- ・受講生の応募が少なく、定員に満たない。
- ・県内の複数の自治体で共同開催しているが、その割には受講者が少ない。
- ・定員に満たない。
- ・申込者が少ない。
- ・受講申込数が少ない。特に、平日に活動できる人の申込が少ない。
- ・盲ろう者とのコミュニケーション経験がない、初めて受講される方も含め、幅広く受講を呼びかけたい。（盲ろう者の生活に関わっている施設、事業所、保健師など、直接盲ろう者と関わりがあるスタッフへの受講を促進する必要がある）
- ・年齢制限も設けていないため、受講される方が高齢で、修了されても実際に通訳・介助業務に従事できるのか不安がある。
- ・今年度からは年齢制限（60歳以下）と事前面接制を取り入れたところ、申込が前年の半分になった。「60歳になったら辞めなければならない」と受けとめた方もいたようで、全体的に年齢層が若くなった。
- ・指点字や触手話の通訳ができるレベルの通訳・介助員が少ないので、手話通訳者や点字習得者へ呼びかけをするが、受講する人が少ない。

- ・休日開催をすると申込は多く、登録者も増えた。しかし、平日に動ける通訳・介助員が少なかったため、平日開催をするようにした。すると申込が少ない。また、盲ろう講師も仕事を休む必要がある。
- ・必須科目だけの講習なので、全課程出席が条件になっている。月 1 日のため、受講生には休まないようお願いしているが……。
- ・通訳や介助の専門性を考えたときに、有資格者（手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパーなど）にも受講を呼びかけたいが、多重登録の問題もあり、なかなか難しい。役割等の整理が必要ではないかと思う。

### ●運営体制

- ・ろう通訳・介助員が必要とのニーズが出てきたため、ろう者の受講生を受け入れたが、これまでろう者の受講生がいなかったため、ノウハウがなくどのように運営すれば良いか悩む。
- ・全体的に講師、スタッフの人数に限られており、盲ろう者が講師の場合や移動介助実習の時は、健常のスタッフが足りない状況である。予算の関係上、人数を増やすことも難しい。
- ・スタッフの確保が必要。
- ・養成講座の時間を増やしたいが、運営スタッフの負担が多くなる。
- ・県内の盲ろう者の協力が得られず、外部講師を依頼するため別の業務が増える。
- ・予算はもちろん、スタッフや配分も県より指導があるため、人材に関しては、少し足りなくても我慢して行っている。
- ・養成で土日を使うため、友の会行事がストップしてしまい、平日のみの活動となってしまうため、しばらく会議もなしとなる。

### ●予算・費用

- ・予算が少ないため、養成・研修共に時間数が足りない。
- ・当県の派遣利用者のコミュニケーション手段は、ローマ字指文字、弱視手話、触手話、音声、手書き文字と多岐にわたる。近年は、ろうベースの人で点字を習得した人がおり、友の会活動の中で点字も必要になっている。従って、初心者には短時間の講座でのコミュニケーション技術の習得はかなり困難で、盲ろう者の実態を理解して頂くことに留まっている。コミュニケーション技法の時間をもう少しとりたいが、予算・スタッフの負担を考えると難しく、派遣登録までに時間を要するのが悩ましい。
- ・資金不足。
- ・予算の安定した確保が難しく、講義や実習の一部を職員が担い、謝金の軽減を図った。
- ・会議、事務作業が 1 年を通じて必要になるが、会議の回数、人件費を削っている。
- ・県からの委託予算の関係で、厚生労働省が示した必須科目、選択科目合計 84 時間のうち、わずか 20 時間程度の講座実施となっている。

- ・講師養成について。養成研修事業予算から講師学習会を開催しているが、別予算の必要性を感じている。
- ・県、市ともに予算が少なく、他府県からの講師を依頼できない。
- ・ろう者の受講生がいる場合、手話通訳謝金が予算の半分になってしまう。
- ・養成研修事業事務担当者の人件費の予算化が必要。現在は人件費の予算がないため、派遣事業の事務担当者が養成研修事業の事務も兼任している。時間と労力の限界を感じている。養成事業の運営を進めていくためには、人件費を予算化し、分担できる人材を確保する必要がある。
- ・限られた予算でやりくりをしている。使用料が安い会場を探したり、友の会会員の講師謝金を調整している。

## ●広報

- ・申込が少なかったことを踏まえ、盲ろう役員が通訳・介助者と共に市役所を分担して回り、直接協力を依頼したり、新聞各社・情報誌に掲載依頼した。今までは事務局が FAX で公報誌に掲載依頼していたが、当事者が直接出向いて、お願いするのはやはり効果がある。他のイベント関係で、受講したいけど日程が合わなく断念した人も数名いた。一般の人も大勢ボランティアに関わっているようで、なかなか思うように集まらなかった。
- ・養成研修の案内を、新聞、行政公報、各サークルに載せても受講生が少ない。

## ●会場

- ・会場の確保
- ・養成事業開始から県北地域で開催してきた。全県対象の事業なので、県の中南地域でも開催したいと考え、今年度の準備段階で中信地域での会場確保を試みたが、開催数ぶんの会場確保ができず、諦めざるを得なかった。現状のままでは、県の中南地域の通訳・介助員がなかなか増えず、盲ろう者の派遣事業の利用登録もあまり増えない。
- ・会場が遠方のため、交通費がかかりすぎる。
- ・会場探しが大変。開く日程や期間も悩む。

## ●カリキュラム時間・内容

- ・42時間のカリキュラムでは通訳・介助できるレベルまでに達しない。どうすればより良い通訳・介助員を育てられるか分からない。
- ・コミュニケーション実習等に時間数が足りない。
- ・盲ろう者が必要とするものを多く取りたいと思っても、受講者にとっては、初めてのことで、講義すべてにおいて初歩段階で終わってしまう。せめて+10時間ぐらいあればと思う。
- ・会場は県中央部を借りるため、1年前からの予約となる。
- ・受講生のコミュニケーション技術が未熟なため、講習会の実習が充分にできない。

- ・現任研修事業がないため、養成研修事業の選択科目を現任研修として実施している。
- ・養成時間が短いため、技術の習得にまで達しない。
- ・盲ろう者通訳・介助者として身につけてほしいことは多岐に渡るが、限られた時間と予算の中で、何に重点をおいて進めたらよいかと悩む。とにかく、わからないことやできないことがあるのは当たり前なので、通訳・介助をやっていこうと思う意欲を育てていきたい。そのためには、受講生同士の励まし合いや受講生と講師の良好な関係が必要だと思う。
- ・講習会の回数が少なく、必要最低限の内容になっている。全くの初心者を対象にしているため、省略できる講座はない。
- ・実習の機会を増やしたいが、元々の依頼が少ないため、難しい。
- ・盲ろう者のコミュニケーションの種類が多いので、一つ一つに対してしっかりと取り組むことができない。
- ・派遣事業で活動する通訳・介助員の課題点を、養成講座に活かしていきたいが、不十分な面がある。
- ・ろうベースの利用者が多いので手話を増やしたいが、手話に関しては、日数を増やしても、すぐできるようにならないため困っている。
- ・盲ろう者の実態や気持ちを知ってもらい、単に支援するというだけでなく、共に活動できるような通訳・介助者を養成していきたい。
- ・即戦力になる通訳・介助員を養成するのは、42時間だけでは難しい。選択科目も実施できるように交渉するが、現任研修会で補うように、と言われる。現任研修会の予算は約15万円と少なく、十分な研修はできない。
- ・1年目は会話を中心に、2年目は通訳技術の習得を目指しているが、84時間の講座ではまだまだ十分でない。
- ・「通訳とは？」の講義の必要性を感じる。手話や指点字ができることと通訳ができることは違うので、実習時間を増やす必要がある。

### ●開催地域・日程

- ・開催場所の選択。盲ろう者の居る所か、一度も開催したことのない所か。
- ・複数日の研修となると、なかなか全部は受講できない人が増え、修了が2年計画、3年計画となってしまふ。2年にわたると、講座のつながりが薄れ、効果的な学習ができにくい。
- ・当県は東西に長く、公共交通網の整備も進んでいない。東部地域では通訳・介助員の養成が進んでいるが、西部地域ではなかなか進んでいない。西部地域の開催の必要性は感じているが、現任研修会を開催しても出席者が少なかったこともあり、盲ろう者の登録、派遣がない状態で、養成研修会を開催して申込があるのか不安がある。

### ●講師・補助講師

- ・講師の確保が困難

- ・通訳・介助者に、補助講師を兼ねてもらふことを検討しているが、受講生が養成講習会で会う通訳・介助者のほとんどが補助講師も兼ねる立場になってしまい、本来の通訳・介助者の業務範囲について、受講生に誤解を生じさせてしまう可能性もあり、対応を決めかねている現状がある。
- ・コミュニケーション実習は、盲ろう講師と通訳・介助者だけで行っているため、通訳・介助者が指導せざるを得ない場面がある。指導のできる健常の補助講師をつけたいが、予算がないため、難しい。
- ・講師の育成が必要。
- ・講師人材不足。
- ・盲ろう講師と、健常の補助講師とペアで依頼しているが、盲ろう講師と補助講師が講義の打ち合わせを行う際、補助講師に派遣として依頼すべきかどうか悩んでいる。派遣の場合、盲ろう者には支払われないため、受け取る金額に差が生じてしまう。本来であれば、打ち合わせは講師と補助講師の個人で行うのが望ましい。しかし、盲ろう者の場合は、打ち合わせ場所までの移動介助や、テキストの代読、代筆等の介助が必要である。打ち合わせの分も含めて講師謝金を増額するか、打ち合わせとして別途料金にするか、個人責任でお願いするか、検討が必要である。
- ・通訳・介助員の必要性を当事者から訴えてほしく時間を設けても、いざとなると話してくれない。
- ・講師になる人材の不足。
- ・盲ろう講師の不足（なりえる人材の育成）。
- ・地元講師が不足している。
- ・テキスト上や資料上よりも、実際の盲ろう者とふれあって理解して頂きたいのがコミュニケーション方法の所だが、講師、スタッフと決めても、全員での打合せ時間が作れず、送迎を兼ねた人がスタッフと加わるため、意見の相違となりややこしくなってしまう。
- ・自分を含め、講習に参加してもなかなか講師レベルになれないことが悩み。
- ・当県内で講師をできる人が少なすぎる。
- ・講義ができる盲ろう講師が少ない。
- ・盲ろう講師を支援する人材が必要。講座には毎回盲ろう当事者が参加し、自分たちの力で良い通訳・介助員を育てたいという意欲が見られ、受講生にとってはそのことが大きな励みとなっている。盲ろう者がさらに適切なアドバイスを行い、主体的に指導できるよう、講座の事前準備の支援ができる人材が必要である。また、一部の盲ろう講師は全国盲ろう者協会主催の指導者養成講習会を受講しているが、他の盲ろう講師に対しても、一緒にテキストや参考資料を読んだり、DVDを見ることを行いたい。
- ・講師の不足。
- ・指導者（盲ろう者を含め）が足りない。実力が足りない。
- ・講師養成ができていない。講師の態度や話し方を受講生はよく見ている。講師としての資

質も問われる。

- ・それぞれの内容を適切に話せる盲ろう者講師が少ない。

## ●テキスト

- ・盲ろう講師より、講座の資料や教材を作成するにも、目が見えないぶん時間がかかり、負担が大きいという声が挙がっている。できるだけ毎年同じ講座を担当してもらうように配慮していくことや、必要な準備物は相談しながら、当事業所で用意するよう考慮していきたい。

## ●その他

- ・養成事業は当協会に委託されているが、派遣事業は他団体が受託している。養成事業を修了した方々に対するフォローができない。
- ・友の会理事等、盲ろう者、通介者との横のつながりを、もっと深める必要があると感じる。
- ・通訳・介助員登録は100名以上あり、毎年養成するよりも、現任研修や新人研修に力を入れるべきと感じている。

## ■調査結果考察

派遣事業と同様に、養成研修事業も指定都市、中核市の必須事業となっているが、養成・現任研修の交互開催を行っている自治体もあるため、昨年度の報告書に示した「年度ごと」の実施状況では、全体の状況が把握しづらいことから、本年度は「基礎情報」として、年度に関わらず、自治体が養成研修事業の実施主体になっているか、養成研修事業の実施団体の種別について、多角的分析にて明らかにした。

平成27年度時点では養成研修事業の実施主体ではなかった福井県では、28年度から養成研修の実施予算が組まれた。一方、都道府県単位で見ると、青森県・香川県は養成研修事業が行われていない。

香川県の場合、平成23年度までは養成研修会が実施されていたものの、その後4年間は行われておらず、代わりに県が実施主体となって、現任研修を友の会が行っている。平成24年度の調査では、同県の通訳・介助員数は114人で、本年度の登録数113人とほぼ変わっていない。また、登録盲ろう者数も平成24年度も今年度も10人と、横ばい状況である。一方で、盲ろう者に関する実態調査(平成24年度)によると、香川県内の推計盲ろう者数は182人であり、支援の手が届いていない盲ろう者の掘り起こしが必要であると思われる。

香川県に限らず、掘り起こしの結果、新たな通訳・介助員のニーズが生まれることが想定されるため、養成研修会を実施するノウハウを蓄積していくことは、重要であろう。本年度の調査では、平成29年度は養成研修を行わない自治体や、養成研修と現任研修の交互開催を行っている自治体もある。さらに、平成27年度における全国の養成研修

会の応募者数は平均17.3人であったが、中には応募者3人という地域もあり、費用対効果の観点から、今後、養成研修会の開催方法を見直す自治体が増えることも考えられる。一方、国が示した標準カリキュラムの実施状況については、必須科目の時間数（42時間）を満たす実施団体は、平成27年度実績で38団体、平成28年度予定で36団体である。

さらに選択科目も含めた84時間のカリキュラムを満たす実施団体は、平成27年度実績、及び平成28年度予定ともに5団体である。

カリキュラムの充足度という観点から見ると、第4部の記述回答にも示した通り、必修科目42時間、また選択科目を含めた84時間の研修を実施してもなお、研修時間が足りない、という声が寄せられている。その背景には、多岐に渡る盲ろう者のコミュニケーション手段を習得する困難さがあり、中でも、点字や手話等の知識を持たない初心者の養成について懸念している実施団体が多いように見受けられる。しかし、43実施団体中、受講要件として手話技能を設けているのは8団体、点字技能は7団体である。応募者数の低調さや、通訳・介助員の不足、特に平日活動できる人員が不足していることから、間口を広く設けておきたいという実施団体のジレンマが垣間見える状況である。また、登録通訳・介助員の高齢化が問題になってきている地域もあり、年齢制限を設ける実施団体も見受けられた。

## ②全国盲ろう者協会の意見

また、全国盲ろう者協会は、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員の運用に関して、以下のような意見を述べている。

### ■盲ろう者向け通訳・介助員養成研修について

- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のカリキュラムは、各地域の予算の範囲内で組み立てられており、地域によっては研修実施時間が 84 時間から 30 時間までばらつきがある。質の担保のために、地域格差のないカリキュラムの作成が必要。
- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施カリキュラムは、都道府県の裁量となっており、都道府県によっては予算の関係上やっていない科目がある。
- ・講師の質の担保に関しては、全国各地に呼びかけ指導者養成研修を実施している。
- ・地域間格差に関しては、平成 25 年に平準化した養成カリキュラムの普及を呼びかけていくしかない。
- ・現在大阪府では、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の 84 時間の中に、同行援護の 20 時間が全て包括されているとみなしており、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者として活動できる形となっている。

### ■盲ろう者向け通訳・介助員の運用について

- ・現在、盲ろう者向け通訳・介助員として活躍している人の中には、聴覚障害者の方も存在する。そうした方は、指点字等でのコミュニケーション方法を行っており、声掛けを行わない支援を実施している。
- ・兵庫盲ろう者友の会で同行援護事業所を立ち上げて運用しており、登録されている利用者は大半が盲ろう者だが、単一の視覚障害の方も 1 名登録している。しかし、登録されているだけであり、派遣はほとんどない状態である。

## (2) 同行援護従業者養成研修の実態

### ①「同行援護に関する実態把握と課題について」調査

同行援護従業者養成研修の実態について、「厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業『同行援護に関する実態把握と課題について』調査」（株式会社ピュアスピリッツ）では以下のような調査結果を示している。

#### 「同行援護に関する実態把握と課題について」調査結果の要約

##### 目的

同行援護は、改正障害者自立支援法により平成23年10月から開始された新たなサービスであるが、施行後、全国的な調査がなされていないことから、現状の実態が十分に把握されていない。また、サービス提供量等の地域格差があるなどの指摘もある。こうした中、本事業は、全国における同行援護のサービス提供および受給の実態を市区町村、事業者、利用者、都道府県の側面から把握し、その上で課題を整理し、対応方策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。また、この調査の結果をもとに、次回報酬改定に向けた提言を行う。

##### 調査内容概要

- ①市区町村対象調査：全国の市区町村(1,742件/悉皆)に対して郵送により送付・回収  
回収数920件 回収率52.8%
- ②同行援護実施事業所対象調査：WAM ネットより抽出した全事業所(9,209件/平成25年10月時点)に対して郵送により送付・回収  
回収数3,276件 回収率35.6%  
盲学校 PTA 協議会参加者 回収数 PTA (保護者)：32件 教員：1件
- ③利用者対象調査：同行援護実施事業所および障害者団体等を通じて郵送により送付・回収(2,150件)  
回収数823件 回収率38.3%
- ④都道府県対象調査：全国の都道府県(47件/悉皆)に対して郵送により送付・回収  
回収数40件 回収率85.1%

#### 抽出された現状と課題と解決の方向性

##### 地域差について

- 都市部以外での利用者が少ない
- 地域（担当者）によって市区町村の制度に対する解釈が異なる
- 都市部と山間地域でサービス提供のコストが大きく異なる



- 情報共有・連携のための連絡協議会の設置
- 医療機関との連携による院内介助への対応

- ・利用者不足の地域において、地域の事業所同士で情報共有・連携するための連絡協議会の設置。
- ・市区町村が医療機関と連携を取り、同行援護従事者の院内介助ニーズに対応できる方向性を検討。

#### 制度理解不足について

- 市区町村において同行援護と介護保険の棲み分けが整理されていない
- 利用者が「同行援護サービス」を知らない、認知の機会がない
- 介護支援専門員や相談支援専門員が同行援護を使い切れていない



- 市区町村担当者への Q&A の提供
- 利用者向けの周知の充実化
- 介護支援専門員や相談支援専門員への情報提供
- 相談支援専門員への啓蒙

- ・市区町村向けに同行援護に係る Q&A にて、どのような場合に同行援護の使用が認められるのか等の事例の掲載。
- ・利用者・家族向けのパンフレット（点字・墨字）や利用者の課題に対応できる制度を分かりやすくまとめたものを作成、スマートサイト、サビエ等や眼科医をチャンネルとした情報提供を検討。
- ・介護保険の情報として、介護支援専門員のケアプランに同行援護も組み込むことについて周知啓発する。
- ・利用者からの情報提供要請に対応できるよう、相談支援専門員への周知が必要。

#### 事業者の経営について

- 事業者が同行援護では経営が成り立たないと考えている
- 養成研修の回数不足により研修を受けられず、従業員の確保ができない
- 研修受講料が高いため、報酬との収支バランスが合わない
- 「身体介護なし」判定による低報酬の経営圧迫



- 多角的経営戦略の可能性の提示
- 平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置の延長を検討
- 報酬体系変更の検討

- ・単に同行援護事業のみで採算性をあげるといった対応ではなく、事業者が多角的経営戦略をもって効率的な制度利用等、経営努力による改善の可能性を提示。
- ・現状でも同行援護従事者は一年の実務経験があれば、個別給付化以前の研修でも引き続き従事者として活動できること等の周知を行う一方で、研修受講が必須のサービス提供責任者数の不足が考えられるため、実態を把握の上、同行援護従業者養成研修の平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置の延長を検討。
- ・報酬を身体介護あり・なしで分けずに同一単価にすることで身体介護なしの単価の底上げを図り、同時に現在身体介護ありと認定されている重度・重複障害者に対して事業者が応諾義務に反するモラルハザードが生じないように、重度・重複障害者の介助に対して報酬の加算をする等、必要に応じた加算を盛り込んだ報酬体系の検討。

#### サービスの質の担保について

- 同行援護従業者養成研修の開催回数不足
- 事業者・利用者の制度への意識が不十分なことによる相談支援専門員との連携不足



- 研修の経過措置の延長と研修の充実化
- サービス等利用計画および相談支援専門員との連携の必要性

- ・同行援護従業者養成研修の平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置で間に合うかどうか把握した上で、必要に応じて延長を検討。郡部・山間部等での研修は都道府県が主導して開催。
- ・居宅介護との組み合わせやインフォーマルサービスの活用等、利用者にとって必要なプランを相談支援専門員と一緒に考えてくれることが、利用者の生活改善につながる等、相談支援専門員の必要性を利用者に周知し、連携を深めていく方策の検討。

#### 視覚障害児について

- 「通学」でも条件によっては利用できる可能性があることを知らない
- 相談支援体制が十分に機能していない
- スクールバス運行の「通学」サービスと、自宅からバスまでの送迎必要区間の狭間が生じている



- 必要に応じて同行援護が利用できる可能性の周知
- 児童・生徒個々の状態やライフステージに応じたコーディネートや連携体制の検討
- 関係省同士の連携の必要性

- ・児童・生徒の送り迎えをする親の急病時や、通学に慣れるまでの訓練的使用等、「通年且つ長期の外出」にあたらぬ外出等について、通学に限らず、必要に応じて同行援護が利用できる可能性についての周知が必要。
- ・児童・生徒個々の状態やライフステージに応じて、抱えている課題を解決する制度をコーディネートすることができる体制の検討や、相談支援専門員が積極的に連携を図る等、連携体制の検討が必要。
- ・スクールバス乗車までの同行援護による支援や、視覚障害を持つ保護者の子供の教育権・保育権の保障問題の検討等のため、実態に基づいて関係省同士が連携することが必要。

## ②視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究

また、「視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書」（社会福祉法人日本盲人会連合）では、同行援護従業者養成研修の実態調査として、以下のような調査結果を示している。

### [1]利用できていない方が多い

今回の調査は、政令市・中核市・23区については全数調査とし、それ以外の市町村については抽出調査とした。その結果、各グループにおけるアンケート回収率に歴然とした差が生じた。市以上の都市部においては概ね80%以上であるのに対して、町33%、村6%の回収率であった。この数字だけでも、地域における利用に大きな差が存在することが浮き彫りになったと言える。

視覚障害の手帳所持者に対する同行援護利用決定者数、実際の利用人数、利用時間数等々の利用実績を見ても、都市部優位は明確であった。また、「身体介護伴う」決定率も都市部で高い傾向が見られた。

これらには複数の理由が考えられるが、ガイドヘルパー制度の歴史的経緯、交通網の発達の度合い、視覚障害者の人口密度、事業所数、自治体の視覚障害者福祉に対する意識や財政力などがあげられる。

調査結果としては、都市部と中小都市との差として現れたが、全国の視覚障害者に思いを寄せ、どこに住んでいても外出保障がされるよう、地域格差が少しでも解消されるよう配慮されなければならない。

### [2]ニーズに合っていない

#### (1) 十分な時間が利用できない

国は、利用者のニーズに合わせた支給量を決定し、支給量の上限は設けてはならないとしている。しかし、今回の調査では、支給量の上限を設けていると回答した自治体が3割近くあった。その上限時間数は、50余時間としているところが多かった。この50時間前後の時間数は、国が自治体に対して国庫補助算定の目安となる単位数から割り出された数字であると思われる。決して支給量の上限算定根拠とすべきでない国が明言しているにも関わらず、実態としては自治体の誤った解釈が先行している現状が明らかとなった。

#### (2) 使いたい内容で同行援護が利用できない

##### ① 通院

自治体の判断が国の解釈からずれている事例として、通院利用があげられる。国は、同行援護は介護保険にはない制度であるとし、高齢者の同行援護利用は可能とする内容のQ&Aを出して周知を図ろうとしている。

しかし自治体においては、介護保険優先や通院等介助優先と頑な解釈を押し通し、院内はもちろん医療機関への往復でさえも同行援護の利用を認めないところが多数みられた。

国がそれなりの措置を執ってもなお周知が図れない現実を直視し、視覚障害者に必要な支援である「情報提供」を正しく理解した上で、「介護」との混同がないようにさらに徹底が求められる。

## ② その他

今回の調査では、同行援護だけでなく移動支援事業についても市町村に尋ねた。

その結果、同行援護では派遣できないことを理由に、移動支援事業を継続実施していると回答した自治体が一定数あった。その内容は、通年かつ長期の利用や通勤・通学、期限付きの施設通所、グループ支援などであった。いずれの内容も、視覚障害者の安全な外出のためには、市町村の裁量に委ねられる地域生活支援事業（移動支援事業）ではなく、国の制度として保障されることを望むものである。中でも、通年かつ長期の利用や通所・通学については、早急に同行援護利用が可能となるよう対処されるべきである。

## [3] 供給体制が不十分

### (1) 事業所・ヘルパーが足りない

自治体調査では、事業所やヘルパーが不足していると回答したところが多く存在した。また事業所調査においてもヘルパーが確保できないために、「新規契約をお断りしている」「希望日時の変更をお願いしている」などと回答したところが多く、利用者が希望する日時・内容で利用できていないことが明確になった。

### (2) 経過措置対象事業所が多い

自治体調査及び事業所調査において、同行援護の事業所要件を満たせないことから、経過措置を利用して事業所運営しているところが多く存在することが判明した。このままでは、いつまでも必要な研修を受けないヘルパーによる支援が続けられるだけでなく、場合によっては経過措置期間満了時に同行援護事業所が減少することにもなりかねない。

経過措置対象から脱却するには従業者養成研修の受講が必要となるが、①受けたくても地元で養成研修の開催がない、②受講料が高い、③同行援護の収入に対して受講の経費や労力が見合わない、等々の理由で解消されていない。

この問題解決のためには、国の事業として従業者養成研修を各地で開催するなど、経過措置対象事業所をなくすための方策が必要である。

### （３）果たされるべき都道府県の役割

供給体制整備について役割を果たすのは都道府県とされている。

都道府県は、同行援護事業所や養成研修事業所の指定に携わっている。

都道府県調査では、経過措置対象事業所の把握と、経過措置期限満了時の問題解決についての認識を尋ねた。

結果は、自治体や事業所から伝わる危機感が、都道府県調査においては感じられない内容となった。すなわち、“はっきりとした不足を訴える声を把握していないから、充足しているだろう”という推測を元にした回答が多かったと予想される。この認識が、需要と供給のバランスを欠いている一因にもなっている。

養成研修事業の指定業務に携わるのみで、当該都道府県内での需要と供給のバランスを把握し不足する場合の措置を執るという意識は、希薄である。また、従業者等の資格要件について、経過措置期間満了まで１年未満と迫っている時期の調査であったが、経過措置対象事業所の解消について対策が執られていないのみならず、実態把握さえされていないという事実は、都道府県の役割を考えたときに重大な問題である。

都道府県によっては、従業者養成研修の修了者が500～900人に及んでいる。しかし、これらの修了者の多くは同行援護従業者として活動していないことが推測される。専門学校が学生を対象に開催するなど、もともと活動を想定していない人達の受講が相当数あると思われる。また、修了者に対して事業所一覧を配布するなどもほとんどなされていない。サービスの供給体制に責任を持つ都道府県が、修了者の活動につながるよう対策をとられることを求めたい。

従事者養成研修は都道府県指定の事業所によって開催されることが基本とされている中で、13もの都道府県において委託事業として従業者養成研修が実施されていることは注目に値する。指定事業所による研修のみでは不足するとの判断によるものと思われる。問題解決に向けた方策として重視すべき点となろう。

供給体制の不足を解消するために策を講じることは緊急の課題である。

### （４）事業所の経営が困難

同行援護事業所調査では悲鳴に近い声が多かった。

利用者の利用決定について、9割近くが「身体介護伴わない」利用者である

とする事業所が多かった。

自治体調査では、政令市は「伴う」「伴わない」がいずれも5割程度であったが、それ以外の圧倒的多数の自治体では、7~8割の利用者が「伴わない」決定であった。政令市の事業所でも経営難と回答していることから、それ以外の地域における事業所経営が相当困難であることが伺える。

「身体介護を伴わない」の報酬では事業所の安定した収入にならないとの判断から、同行援護の実施に踏み切らない事業所が存在する。また、実施していても、「身体介護伴う」利用者としてしか契約しない、ヘルパーローテーションにロスが出る不定期利用は断るなど、事業所の利用者選別がされる実態がある。

視覚障害者の外出保障実現のために同行援護の継続を望む事業所であっても、経営難から事業撤退を検討するところがあったことは、報酬についての見直しを強く求める現場の声と受け止めるべきである。

#### (5) 報酬単価の問題

同行援護の報酬単価は「身体介護伴う・伴わない」の2類型になっている。「伴う」の基準は設けられているものの、自治体調査においても事業所調査においても、利用者の2種類の決定割合は自治体によってバラツキが見られた。これには、いくつかの理由が考えられる。

①同行援護申請時に、利用者が「伴う」「伴わない」を選択できることから生じる影響である。すなわち、利用者においては自己負担増に対する懸念から「伴わない」を選択することがある。この場合、事業所としては利用者への配慮から容認せざるをえない。

②事業所の経営状況に配慮し、報酬額の高い「伴う」を利用者が選択する、ないしは事業所が暗に促すなどする。

①②共に、利用者や事業所の恣意的意向が影響してしまう制度の弊害である。

③都市部において、「伴う」決定率が高い結果が得られている。一定の財政力を持つ自治体が事業所存続を意図した配慮も推測される。

このように、2類型とする単価設定は矛盾を抱えている。それに加えて、「身体介護」の有り無しの視点のみで、2倍以上の差がある報酬単価の設定が妥当なのかも疑問である。事業所調査において、報酬は「伴う」「伴わない」で大きな金額差があるにも関わらず、必ずしも「身体介護を伴う」利用者の支援が大変とは限らないとして、ヘルパー時給を同額としている事業所が少なくないことも特徴的であった。

同行援護の本質が視覚障害者への情報提供と捉えたとき、その視点におい

て基準となる1種類の報酬単価を定めることが相応しいと考える。

その場合、選択できる制度の矛盾が解消され、事業所経営の安定につながる単価とされることが必要である。

#### (6) ヘルパーの質が問われている

自治体調査・事業所調査・利用者調査のいずれにおいても、ヘルパーの質の向上を求める結果が得られた。

都道府県調査では、養成研修の実技指導をビデオ上映で良しとするところが、限られた自治体ではあったが存在した。ビデオの活用を全面否定はしないものの、質の担保がなされているのかは確認が必要である。

また、免除科目を設けているところは多く、これについても免除とすることで本来習得すべき内容の学習機会が奪われていることに疑問を持つ。

また、今回の調査項目には含まれなかったが、現在の養成研修「一般課程」には交通機関の実習が含まれていない。すなわち、交通機関利用を一度もガイド体験しないヘルパーが現場で活動することを容認する今のカリキュラムについては早急な改善が求められる。

事業所調査で顕著に現れた高齢利用者の高比率については、今回明確にされた点の一つである。高齢期の視覚障害の理解に加え、聴力の低下、身体機能の低下、疾病の理解、意欲や意識の変化の理解など、幅広い知識や対応力が求められる。これら利用者の実態に合わせた養成研修の内容となるよう見直しが必要である。

ガイドヘルパーのモラルを問う声は常にある。視覚障害特性を理解し、危険から利用者の身を守り、慣れない屋外で一人で責任を負うヘルパーには、高いモラルが求められる。あるべきヘルパー養成に相応しい研修に見直すことで、質の向上が図られなければならない。

### [4] その他の困難な課題

#### (1) ヘルパーの車利用

利用者調査において、最も要望が多かったのがヘルパー自家用車利用容認の要望であった。特に交通網の未発達、ないしは過疎化する地域においては、交通機関の利用を前提とする同行援護の利用は絵に描いた餅である。

現段階においては、地域における有償運送協議会設置実現が問題解決の糸口とされるが、この協議会設置を望まない組織があり、同意を得られず、設置が実現されないところが少なくない。この問題解決の糸口をどう見つけていくかが今後の大きな課題である。

仮に有償運送実施の条件が整えられたとしても、車の確保、所有者の経費負担など、解決において容易ではない課題が多い。

同行援護が都市部の視覚障害者のみが利用可能な制度とならないよう、真剣な検討が必要である。

## (2) 宿泊時利用

国は、一日で終了するという建前から、宿泊の利用は、「1日利用の繰り返し」ならばありえると言う。利用者にとっては宿泊可能な解釈論であるが、ヘルパーを従業者＝労働者という視点に立つならば、夜間の拘束（ボランティア）を強いていることについての問題は残る。その方策について、報酬の考え方も含めて検討されるべきである。

## ③日本盲人会連合の意見

日本盲人会連合は、同行援護従業者養成研修に関して以下のような意見を述べている。

### ■研修の実態把握

- ・ 同行援護に盲ろう者の利用者が来ることもあり、その際に障害特性が違うため対応が難しいという話がある。
- ・ 同行援護はきちんとテキストを整備しているにも関わらず、全国的に質の担保が出来ていない。質の担保が出来ていない理由の一つとして、現場を知らずに研修だけをやっている研修機関の存在がある。

### Ⅲ. 盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムと同行援護従業者養成カリキュラムの比較

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修のカリキュラムを確認したうえで、両研修の内容を科目ごとに比較した。

比較にあたって、『同行援護従業者養成研修テキスト（第3版）』について、項レベルの項目を抽出し、記述内容について、『盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会 指導者のための手引書』で対応しているかどうか（触れられているかどうか）について、全国盲ろう者協会において確認した。同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の研修科目名および研修項目で比較すると、比較的共通していると思われる項目が多くみられた。なお、各科目において記載されている研修比較表は、あくまでどの科目同士を比較検討したのかを示すものであり、検討の結果共通する内容sであることを示すものではない。

一方、上記の全国盲ろう者協会の対応関係について整理したものに対して、日本盲人会連合において、研修内容について確認・比較した結果を○：全部対応、△：一部対応、×：未対応の三段階で比較表内に表記した。内容について比較すると、必ずしも共通性が高い科目とはいえないものもみられた。研修内容の比較においては、比較の視点やその目的によって評価が変わってくると考えられるため、相互の研修内容の比較・評価については、今後さらなる検討を要する。

#### 1. 視覚障害者（児）の福祉サービス

研修科目で比較すると、共通する内容は「盲ろう者概論」（必修）が最も多く、次いで「盲ろう者福祉制度概論」（選択）にて触れられているものが多い。

一方、研修内容で比較した結果では、共通性がみられる科目はほとんどみられない。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
視覚障害者（児）の福祉サービス	1章 1. 障害者福祉に関する動向	×	17章 盲ろう者福祉制度概論	2. 障害者総合支援法と障害者向け福祉サービス	盲ろう者福祉制度概論
	1章 2. 障害者福祉の制度とサービス	△	17章 盲ろう者福祉制度概論	2. 障害者総合支援法と障害者向け福祉サービス 4. 障害支援区分認定をうけることで受給できるサービス ③主な介護給付のサービス（居宅介護、同行援護、生活介護）	盲ろう者福祉制度概論
	1章 3. 視覚障害の概念と定義 ①WHOの定義	×	1章 盲ろう者概論	1. 盲ろう者とは（定義）	盲ろう者概論
	1章 3. 視覚障害の概念と定義 ②視覚障害とは	△	1章 盲ろう者概論	6. 盲ろう者のニーズと通訳・介助 ①「盲ろう」という障害の特徴とその困難	盲ろう者概論

1章 3. 視覚障害の概念と定義 ③教育・福祉分野の視覚障害の定義	△	17章 盲ろう者福祉制度概論	1. 障害の定義と盲ろう者 ①身体障害者福祉法における障害の定義,②身体障害者福祉法における「盲ろう」の定義	盲ろう者福祉制度概論
1章 4. 視覚障害の現状 ①障害児・者の数	×	1章 盲ろう者概論	2. 盲ろう者の人数	盲ろう者概論
1章 4. 視覚障害の現状 ②日常生活の状況(外出状況の実態)	×	1章 盲ろう者概論	7. 盲ろう者の地域生活の状況	盲ろう者概論
1章 5. 視覚障害者の移動支援制度の変遷 ①障害者自立支援法以前の制度	×	1章 盲ろう者概論	8. 日本の盲ろう福祉の流れ	盲ろう者概論
1章 5. 視覚障害者の移動支援制度の変遷 ②支援費制度における制度	×			
1章 5. 視覚障害者の移動支援制度の変遷 ③障害者自立支援法以前の制度	×	1章 盲ろう者概論	8. 日本の盲ろう福祉の流れ	盲ろう者概論
1章 6. 移動支援と同行援護	×			

## 2. 同行援護の制度と従業者の業務

研修科目で比較すると、共通する内容は「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(必修)及び「通訳・介助員の心構えと倫理」(必修)が最も多く、次いで「盲ろう者概論」(必修)、「移動介助実習Ⅰ」(必修)、「移動介助実習Ⅱ」(選択)、「盲ろう者福祉制度概論」(選択)が多くなっている。さらに「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(必修)、「盲ろう通訳技術の基本」(必修)、にも該当する内容がある。

一方、研修内容で比較した結果では、「同行援護の制度と従業者の業務」において、共通性がみられる科目はわずかであった。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
同行援護の制度と従業者の業務	2章 1. 同行援護概論(前文)	×	17章 盲ろう者福祉制度概論	5. 通訳・介助員派遣事業の状況 ①通訳・介助員派遣事業の位置づけと利用条件	盲ろう者福祉制度概論
	2章 1. 同行援護概論 ①行政、指定同行援護事業所、視覚障害者との関係	×	17章 盲ろう者福祉制度概論	4. 障害支援区分認定をうけることで受給できるサービス ①障害支援区分、②サービス受給までの流れ	盲ろう者福祉制度概論
	2章 1. 同行援護概論 ②指定同行援護事業所と視覚障害者との関係	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	3. 通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
	2章 1. 同行援護概論 ③指定同行援護事業所と、行政、同行援護事業所との関係	×			
	2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ①同行援護の基	×	1章 盲ろう者概論	6. 盲ろう者のニーズと通訳・介助 ②通訳・介助員が	盲ろう者概論

基礎知識			基本的に目指すもの	
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ②同行援護従業者の仕事を理解すること	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	1. 通訳・介助員の業務	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ③信頼関係	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	4. 受容的態度～盲ろう者の言葉や態度を柔軟に受け止め、理解する	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ④声かけやあいさつの大切さ	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ①待ち合わせ（業務開始前の確認）	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑤グループ（チーム）としての対応	×			
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑥ルールを守りプライバシーを保護しましょう	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	7. 盲ろう者のプライバシーを守る（守秘義務）	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑦視覚障害者の人格を尊重しましょう	×	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	3. 個別的対応～一人ひとり盲ろう者は異なり、支援方法も異なる	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑧ゆとりある態度で業務を遂行しましょう	×	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	4. 受容的態度～盲ろう者の言葉や態度を柔軟に受け止め、理解する	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑨自分の業務に対する振り返りを行いましょう	×	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	8. 自己研鑽～より良い通訳・介助を提供できるよう自分を磨く	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑩記録やメモを残しましょう	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	3. 通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑪障害者虐待防止法について	-			
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑫障害者差別解消法	-			
2章 2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑬個人情報保護法	-			
2章 3. 同行援護の制度 ①同行援護サービスの創設	×	1章 盲ろう者概論	8. 日本の盲ろう福祉の流れ	盲ろう者概論
2章 3. 同行援護の制度 ②同行援護の概要	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	1. 通訳・介助員の業務、2. 通訳・介助員が必要とされる場面	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 4. 同行援護制度の利用 ①利用手続きの流れ	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	3. 通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		17章 盲ろう者福祉制度概論	4. 障害支援区分認定をうけることで受給できるサービス ①障害支援区分	盲ろう者福祉制度概論
2章 4. 同行援護制度の利用 ②利用者負担	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	3. 通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務

2章 5. 同行援護従業者の業務 ①目的別対応	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ②移動（移動ルート確認、移動中の会話、公共機関割引等）	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ③買い物	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ④通院	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・雨天時の支援	移動介助実習 I
		1 1章 盲ろう者通訳技術の基本	5. 環境調整（重要性と留意点） ①状況理解の重要性	盲ろう通訳技術の基本
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ⑤食事（外食）	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ④通院	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ⑧トイレの利用	移動介助実習 I
2章 5. 同行援護従業者の業務 ②サービス提供の流れ	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	3. 通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 5. 同行援護従業者の業務 ③事前の確認	×	1 0章 通訳・介助員の心構えと倫理	1. シミュレーション～当日の通訳・介助を想像する	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 5. 同行援護従業者の業務 ④声掛けや挨拶	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ①待ち合わせ（業務開始前の確認） ・声掛けと業務開始時間の確認	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 5. 同行援護従業者の業務 ⑤実務上の基本的確認事項	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ①待ち合わせ（業務開始前の確認） ・待ち合わせ場所・時間	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ⑦解散（業務終了時の確認）	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 5. 同行援護従業者の業務 ⑥視覚障害者への対応	○	1 0章 通訳・介助員の心構えと倫理	4. 受容的態度～盲ろう者の言葉や態度を柔軟に受け止め、理解する	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 5. 同行援護従業者の業務 ⑦記録やメモを残す	-			
2章 5. 同行援護従業者の業務 ⑧各種書類の提出	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	3. 通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 5. 同行援護従業者の業務 ⑨業務に対する反省	○	1 0章 通訳・介助員の心構えと倫理	8. 自己研鑽～より良い通訳・介助を提供できるよう自分を磨く	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 6. リスクマネジメント ①事前の確認	×	1 0章 通訳・介助員の心構えと倫理	2. 事前準備～業務に必要な具体的準備を整える	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 6. リスクマネジメント ②支援中の確認	×			
2章 6. リスクマネジメント	×	1 2章 盲ろう者の移動	1. 移動介助の基本 ②移動	移動介助実習 I

ト ③天候の確認		介助の基本	介助の流れ ・雨天時の支援	
2章 6. リスクマネジメント ④災害対応の確認	-			
2章 6. リスクマネジメント ⑤道路環境の確認	○	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・危険地帯・障害物の際の判断	移動介助実習 I
2章 6. リスクマネジメント ⑥食事の確認	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ⑤食事（外食）	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 7. 実務上の留意点 ①共通事項として留意すべきこと	×	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	4. 受容的態度～盲ろう者の言葉や態度を柔軟に受け止め、理解する	通訳・介助員の心構えと倫理
		10章 通訳・介助員の心構えと倫理	7. 盲ろう者のプライバシーを守る（守秘義務）	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 7. 実務上の留意点 ②同行援護従業者として留意すべきこと	×	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	2. 事前準備～業務に必要な具体的準備を整える	通訳・介助員の心構えと倫理
		10章 通訳・介助員の心構えと倫理	6. 業務専念義務～責任をもって業務に取り組む	通訳・介助員の心構えと倫理
		10章 通訳・介助員の心構えと倫理	8. 自己研鑽～より良い通訳・介助を提供できるよう自分を磨く	通訳・介助員の心構えと倫理
2章 7. 実務上の留意点 ③視覚障害者としての留意点	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ③買い物	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
2章 7. 実務上の留意点 ④制度的な留意点	×	1章 盲ろう者概論	7. 盲ろう者の地域生活の状況	盲ろう者概論
2章 8. 移動に関する制度 ①JR各社の旅客運賃割引	×	12章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ⑨電車の乗降	移動介助実習 II
2章 8. 移動に関する制度 ②民間鉄道	×	12章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ⑨電車の乗降	移動介助実習 II
2章 8. 移動に関する制度 ③バス	×	12章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ⑩バスの乗降	移動介助実習 II
2章 8. 移動に関する制度 ④タクシー	-			
2章 8. 移動に関する制度 ⑤路面電車	-			
2章 8. 移動に関する制度 ⑥乗船券	-			
2章 8. 移動に関する制度 ⑦航空券	-			
2章 8. 移動に関する制度 ⑧公共施設の入場券	-			

### 3. 障害・疾病の理解①

研修科目で比較すると、共通している内容は「視覚・聴覚障害の理解」（必修）が最も多く、「盲ろう者概論」（必修）、「盲ろう者福祉制度概論」（選択）、「視覚・聴覚障害の理解」（必修）に該当している内容もある。

一方、研修内容で比較した結果でも、「障害・疾病の理解①」において、共通性がみられる科目が複数みられた。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
障害・疾病の理解①	3章 1. 視覚障害者についての理解 ①眼が見えない・みえにくい人とは	○	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ① 視覚の特徴	視覚・聴覚障害の理解
			1章 盲ろう者概論	3. 盲ろうの状態・程度	盲ろう者概論
			1章 盲ろう者概論	4. 盲ろうになるまでの経緯	盲ろう者概論
	3章 1. 視覚障害者についての理解 ②身体障害者手帳制度	×	17章 盲ろう者福祉制度概論	2. 障害者総合支援法と障害者向け福祉サービス	盲ろう者福祉制度概論
	3章 2. 視覚障害の実態とニーズ	△	1章 盲ろう者概論	7. 盲ろう者の地域生活の状況	盲ろう者概論
	3章 3. 「見え」の構造 ① 眼球と視神経	○	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ② 目の構造	視覚・聴覚障害の理解
	3章 3. 「見え」の構造 ② 視力	○	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ③ 視機能とは	視覚・聴覚障害の理解
	3章 3. 「見え」の構造 ③ 視野	△	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ③ 視機能とは	視覚・聴覚障害の理解
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ①緑内障	○	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ④ 主な目の病気	視覚・聴覚障害の理解
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ②糖尿病網膜症	△	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ④ 主な目の病気	視覚・聴覚障害の理解
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ③網膜色素変性	○	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ④ 主な目の病気	視覚・聴覚障害の理解
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ④黄斑変性	△	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ④ 主な目の病気	視覚・聴覚障害の理解
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ⑤視神経萎縮	-			
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ⑥白内障	×	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ④ 主な目の病気	視覚・聴覚障害の理解
	3章 6. 障害の原因疾患と症状 ⑦網膜剥離	-			
3章 6. 障害の原因疾患と症状 ⑧その他	○	2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ④ 主な目の病気	視覚・聴覚障害の理解	

#### 4. 障害者（児）の心理①

研修科目で比較すると、共通している内容は「盲ろう者の日常生活とニーズ」（必修）が最も多く、「盲ろう児の教育と支援」（選択）に該当している内容もある。

一方、研修内容で比較した結果では、「障害者（児）の心理①」において、共通性がみられる科目はなかった。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目	科目名	
障害者（児）の心理①	4章 1. 先天性視覚障害者の心理	×	14章 先天性盲ろう児・者のコミュニケーションと支援	4. 情報障害・コミュニケーション障害が子どもの発達・成長によぼす影響	盲ろう児の教育と支援
	4章 2. 中途視覚障害者の心理 ①失明直後	×	3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	1. ろうベースで比較的若いときに盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
			3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	2. 疾病のために、短期間で盲ろうになった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
	4章 2. 中途視覚障害者の心理 ②失明が落ち着いたら	×	3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	1. ろうベースで比較的若いときに盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
			3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	2. 疾病のために、短期間で盲ろうになった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
	4章 2. 中途視覚障害者の心理 ③再出発に向けて	×	3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	1. ろうベースで比較的若いときに盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
			3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	2. 疾病のために、短期間で盲ろうになった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
			3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	3. 盲ベースで中年期に盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
	4章 5. 職場での心理 ①視覚障害者の職業	×	3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	1. ろうベースで比較的若いときに盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
			3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	3. 盲ベースで中年期に盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ
4章 5. 職場での心理 ②就労現場での心理	×	3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	1. ろうベースで比較的若いときに盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ	
		3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	3. 盲ベースで中年期に盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ	
4章 5. 職場での心理 ③就労継続における問題	×	3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	1. ろうベースで比較的若いときに盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ	
		3章 盲ろう者の日常生活とニーズ	3. 盲ベースで中年期に盲ろうとなった事例	盲ろう者の日常生活とニーズ	

## 5. 情報支援と情報提供

研修科目で比較すると、共通している内容は「盲ろう通訳技術の基本」（必修）が最も多く、「移動介助実習Ⅰ」（必修）に該当している内容もある。

一方、研修内容で比較した結果では、「情報支援と情報提供」において、共通性がみられる科目はなかった。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
情報支援と情報提供	5章 1. 言葉による情報提供の基礎	×	11章 盲ろう者通訳技術の基本	1. 一対一のコミュニケーションにおける配慮	盲ろう通訳技術の基本
	5章 2. 移動中の口頭による情報支援	×	11章 盲ろう者通訳技術の基本	2. 通訳 ②状況説明	盲ろう通訳技術の基本
			12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・危険地帯・障害物の際の判断	移動介助実習Ⅰ
			12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・移動時の情報提供（道の目印、周囲の状況等）	移動介助実習Ⅰ
	5章 3. 状況や場面別での情報提供	×	11章 盲ろう者通訳技術の基本	2. 通訳 ②状況説明	盲ろう通訳技術の基本
11章 盲ろう者通訳技術の基本			6. 通訳技術の活用における留意点	盲ろう通訳技術の基本	

## 6. 代筆・代読の基礎知識

研修科目で比較すると、共通している内容は「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（必修）が最も多く、次いで「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」（必修）、「盲ろう者福祉制度概論」（選択）が多くなっている。さらに、「盲ろう通訳技術の基本」（必修）に該当している内容もある。

一方、研修内容で比較した結果では、「代筆・代読の基礎知識」において、共通性がみられる科目はわずかであった。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
代筆・代読の基礎知識	6章 1. 代筆 ①代筆とは何か	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	1. 通訳・介助員の業務	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
			13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2. 通訳・介助員が必要とされる場面	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
	6章 1. 代筆 ②代筆の際の配慮	×	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ③買い物	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
			13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ④	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務

		遣事業と通訳・介助員の業務	通院	事業と通訳・介助員の業務
6章 1. 代筆 ③記入が終わったら	-			
6章 1. 代筆 ④場面別代筆の仕方	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ④通院	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
6章 1. 代筆 ⑤代筆をしないほうが良い場合	-			
6章 2. 代読 ①代読とは何か	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	1. 通訳・介助員の業務	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
6章 2. 代読 ②何を讀むか	×	1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2. 通訳・介助員が必要とされる場面	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ③買い物	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ④通院	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
		1 3章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ⑤通院	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
6章 3. 点字・音訳の基礎 ①点字の基礎	×	8章 指点字と点字通訳の方法と技術	1. 指点字 ②点字のしくみ	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点
6章 3. 点字・音訳の基礎 ②音訳の基礎	○	4章 音声通訳の方法と技術	1. 音声とは	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点
		4章 音声通訳の方法と技術	4. 音声によるコミュニケーション・通訳での留意点	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点
		1 1章 盲ろう者通訳技術の基本	2. 通訳 ②状況説明	盲ろう者通訳技術の基本
6章 4. 情報支援機器の種類 ①点字関連の機器	△	8章 指点字と点字通訳の方法と技術	2. 機器を使った点字通訳	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点
		1 7章 盲ろう者福祉制度概論	3. 身体障害者手帳の交付によって受給資格が得られるサービス ②日常生活用具等給付事業	盲ろう者福祉制度概論
6章 4. 情報支援機器の種類 ②音訳(音声訳)関連の機器	×	4章 音声通訳の方法と技術	2. 聞こえやすい環境づくり	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点
		1 7章 盲ろう者福祉制度概論	3. 身体障害者手帳の交付によって受給資格が得られるサービス ①補装具費等支給事業	盲ろう者福祉制度概論
6章 4. 情報支援機器の種類 ③墨字関連の機器	×	5章 筆記通訳の方法と技術	3. パソコン通訳の方法	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点
6章 5. 自ら署名・押印する方法など	-			

## 7. 同行援護の基礎知識

研修科目で比較すると、共通している内容は「通訳・介助員の心構えと倫理」(必修)が最も多く、次いで「盲ろう者福祉制度概論」(選択)、「盲ろう通訳技術の基本」(必修)、「移動介助実習Ⅰ」(必修)が多くなっている。また、「盲ろう者概論」(必修)、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(必修)、「視覚・聴覚障害の理解」(必修)に該当している内容もある。

一方、研修内容で比較した結果でも、「同行援護の基礎知識」においては、多くの科目で共通性がみられた。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
同行援護の基礎知識	7章 1. 基本的な考え方 ① 同行援護従業者に求められるもの	○	1章 盲ろう者概論	6. 盲ろう者のニーズと通訳・介助 ②通訳・介助員が基本的に目指すもの	盲ろう者概論
	7章 1. 基本的な考え方 ② 移動支援技術における情報提供とは	○	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・移動時の情報提供(道の目印、周囲の状況等)	移動介助実習Ⅰ
			11章 盲ろう者通訳技術の基本	2. 通訳 ②状況説明	盲ろう通訳技術の基本
	7章 2. 視覚障害者への接し方 ①対等な立場で	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	4. 受容的態度～盲ろう者の言葉や態度を柔軟に受け止め、理解する	通訳・介助員の心構えと倫理
	7章 2. 視覚障害者への接し方 ②特性への配慮とは?	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	5. 自己決定の尊重～思いや願いを盲ろう者自身の力で叶えられるようにする	通訳・介助員の心構えと倫理
	7章 2. 視覚障害者への接し方 ③サービス提供者として	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	6. 業務専念義務～責任をもって業務に取り組む	通訳・介助員の心構えと倫理
	7章 2. 視覚障害者への接し方 ④主人公は誰なのか?	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	5. 自己決定の尊重～思いや願いを盲ろう者自身の力で叶えられるようにする	通訳・介助員の心構えと倫理
	7章 2. 視覚障害者への接し方 ⑤まとめ	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	6. 業務専念義務～責任をもって業務に取り組む	通訳・介助員の心構えと倫理
	7章 3. 同行援護中の留意点 ①既往歴の確認	○			
	7章 3. 同行援護中の留意点 ②声掛けやあいさつ	○	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際 ①待ち合わせ	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
	7章 3. 同行援護中の留意点 ③同行援護の前の確認	×			
	7章 3. 同行援護中の留意点 ④同行援護中の確認	○	11章 盲ろう者通訳技術の基本	5. 環境調整(重要性和留意点) ①状況理解の重要性	盲ろう通訳技術の基本
			11章 盲ろう者通訳技術の基本	2. 通訳 ②状況説明	盲ろう通訳技術の基本
12章 盲ろう者の移動介助の基本			1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・危険地帯・障害物の際の判断	移動介助実習Ⅰ	

		12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・移動時の情報提供（道の目印、周囲の状況等）	移動介助実習 I
7章 3. 同行援護中の留意点 ⑤同行援護従業者の心がけ	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	6. 業務専念義務～責任をもって業務に取り組む	通訳・介助員の心構えと倫理
		10章 通訳・介助員の心構えと倫理	7. 守秘義務～盲ろう者のプライバシーを守る	通訳・介助員の心構えと倫理
		13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
7章 3. 同行援護中の留意点 ⑥同行援護従業者としての留意点	○	10章 通訳・介助員の心構えと倫理	2. 事前準備～業務に必要な具体的準備を整える	通訳・介助員の心構えと倫理
7章 4. 同行援護の留意点	○	11章 盲ろう者通訳技術の基本	6. 通訳技術活用の留意点（優先順位、ニーズ把握、簡潔・的確な表現等）	盲ろう通訳技術の基本
		2章 視覚・聴覚障害の理解	2. 見えにくさについて ⑤見えにくさの理解と対処方法	視覚・聴覚障害の理解
7章 5. 歩行に関する補装具・用具の知識 ①歩行補助具	△	17章 盲ろう者福祉制度概論	3. 身体障害者手帳の交付によって受給資格が得られるサービス ①補装具費支給制度（支給される補装具の具体例）	盲ろう者福祉制度概論
7章 5. 歩行に関する補装具・用具の知識 ②光学的補助具	△	17章 盲ろう者福祉制度概論	3. 身体障害者手帳の交付によって受給資格が得られるサービス ①補装具費支給制度（支給される補装具の具体例）	盲ろう者福祉制度概論
7章 6. 日常生活動作に関する用具の知識	△	17章 盲ろう者福祉制度概論	3. 身体障害者手帳の交付によって受給資格が得られるサービス ②日常生活用具等給付事業（日常生活用具として認められる福祉用具の具体例）	盲ろう者福祉制度概論
7章 7. 環境と移動に伴う機器 ①視覚障害者にとっての歩行環境	-			
7章 7. 環境と移動に伴う機器 ②物理的環境と人的環境	-			

## 8. 基本技能

研修科目で比較すると、共通している内容は「移動介助実習Ⅰ」（必修）、「盲ろう疑似体験」（必修）、「通訳・介助実習Ⅰ」（必修）が最も多く、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（必修）、「通訳・介助実習Ⅱ」（選択）に該当している内容もある。

なお、「基本技能」においては、研修内容での比較結果の記述はない。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
基本技能	8章 1. あいさつから基本姿勢までの動作 ①基本的な考え方	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ①基本姿勢	移動介助実習Ⅰ
			(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験
			(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ
	8章 1. あいさつから基本姿勢までの動作 ②あいさつ	-	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	4. 通訳・介助業務の実際	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
			(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験
			(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ
	8章 1. あいさつから基本姿勢までの動作 ③あいさつから基本姿勢へ	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ①基本姿勢	移動介助実習Ⅰ
			(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験
			(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ
	8章 2. 基本姿勢と留意点 ①腕を組む場合	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ①基本姿勢	移動介助実習Ⅰ
			(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験
			(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ
	8章 2. 基本姿勢と留意点 ②基本姿勢と留意点	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ①基本姿勢	移動介助実習Ⅰ
			(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験
			(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ
	8章 3. してはいけないこと	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ③やっ てはいけない動作	移動介助実習Ⅰ
(盲ろう疑似体験)			(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験	
(通訳・介助実習Ⅰ)			(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ	
8章 4. 歩行、曲がる ①歩き始め	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ①移動の予告	移動介助実習Ⅰ	
		(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験	
		(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ	
8章 4. 歩行、曲がる ②停止	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ	移動介助実習Ⅰ	
		(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験	
		(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ	
8章 4. 歩行、曲がる ③曲がる	-	(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験	
		(通訳・介助実習Ⅰ)	(通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助実習Ⅰ	
8章 4. 歩行、曲がる ④方向転換	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ	移動介助実習Ⅰ	
8章 4. 歩行、曲がる ⑤スロープ	-				
8章 4. 歩行、曲がる ⑥またぐ	-				

8章 5. 狭い場所の通過 ①縦に並ぶ手順と戻り方	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ② 狭い場所の通過	移動介助実習 I
		(通訳・介助実習 I)	(通訳・介助実習 I)	通訳・介助実習 I
8章 5. 狭い場所の通過 ②他の方法	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ② 狭い場所の通過	移動介助実習 I
		(通訳・介助実習 I)	(通訳・介助実習 I)	通訳・介助実習 I
8章 6. ドアの通過	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ③ ドアの通過	移動介助実習 I
		(通訳・介助実習 I)	(通訳・介助実習 I)	通訳・介助実習 I
8章 7. いすへの誘導 ①座面の四角い背もたれのあるいすの場合	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ① 椅子への着席	移動介助実習 I
		(盲ろう疑似体験)	(盲ろう疑似体験)	盲ろう疑似体験
		(通訳・介助実習 I)	(通訳・介助実習 I)	通訳・介助実習 I
8章 7. いすへの誘導 ②長いいすの場合	-			
8章 7. いすへの誘導 ③丸いいすの場合	-			
8章 8. 段差・階段 ① 一段の段差	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ④ 段差の昇降・通過	移動介助実習 I
		(通訳・介助実習 I)	(通訳・介助実習 I)	通訳・介助実習 I
8章 8. 段差・階段 ② 階段	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ⑤ 階段の昇降	移動介助実習 I
		(通訳・介助実習 I)	(通訳・介助実習 I)	通訳・介助実習 I
8章 9. 交通機関の利用 の基本	-	1 2章 盲ろう者の移動介助の基本	2. 場面別移動介助方法 ⑨ 電車の乗降	移動介助実習 II
		(通訳・介助実習 II)	(通訳・介助実習 II)	通訳・介助実習 II

## 9. 応用技能及び交通機関の利用

研修科目で比較すると、共通している内容は「移動介助実習Ⅰ」（必修）、「通訳・介助実習Ⅰ」（必修）、「移動介助実習Ⅱ」（選択）が最も多くなっている。

なお、「基本技能」においては、研修内容での比較結果の記述はない。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
応用技能及び交通機関の利用	9章 1. 環境に応じた歩行 ①歩車道区別のない道路	-			
	9章 1. 環境に応じた歩行 ②歩道	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・危険地帯・障害物の際の判断 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
	9章 1. 環境に応じた歩行 ③横断	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・危険地帯・障害物の際の判断 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
	9章 1. 環境に応じた歩行 ④混雑時	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	1. 移動介助の基本 ②移動介助の流れ ・危険地帯・障害物の際の判断 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
	9章 2. さまざまな階段 ① 踊り場がある階段	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑤ 階段の昇降 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
	9章 2. さまざまな階段 ② らせん階段	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑤ 階段の昇降 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
	9章 2. さまざまな階段 ③ 幅広の階段	-			
	9章 2. さまざまな階段 ④ 不規則な幅の階段	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑤ 階段の昇降 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
	9章 2. さまざまな階段 ⑤ 土留めの階段や木道の階段	-			
	9章 3. さまざまなドア ① 自動ドア	-			
	9章 3. さまざまなドア ② 回転式のドア	-			
	9章 3. さまざまなドア ③ スイングドア	-			
	9章 4. エレベーター	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅱ)	2. 場面別移動介助方法 ⑦ エレベーターの乗降 (通訳・介助実習Ⅱ)	移動介助実習Ⅱ 通訳・介助実習Ⅱ
	9章 5. エスカレーター ① 上りの場合	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅱ)	2. 場面別移動介助方法 ⑥ エスカレーターの乗降 (通訳・介助実習Ⅱ)	移動介助実習Ⅱ 通訳・介助実習Ⅱ
	9章 5. エスカレーター ② 下りの場合	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅱ)	2. 場面別移動介助方法 ⑥ エスカレーターの乗降 (通訳・介助実習Ⅱ)	移動介助実習Ⅱ 通訳・介助実習Ⅱ
	9章 6. 車の乗降	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅱ)	2. 場面別移動介助方法 ⑪ タクシーの乗降 (通訳・介助実習Ⅱ)	移動介助実習Ⅱ 通訳・介助実習Ⅱ

## 10. 場面別基本技能

研修科目で比較すると、共通している内容は「移動介助実習Ⅰ」（必修）、「通訳・介助実習Ⅰ」（必修）が最も多く、次いで「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（必修）、「他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援」（選択）が多くなっている。

なお、「場面別基本技能」においては、研修内容での比較結果の記述はない。

同行援護従業者養成研修		内容比較	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		
科目名	テキスト内容	日盲連の意見	項目比較 ※14章以降が選択科目		科目名
場面別基本技能	10章 1. 食事 ①食事支援の基礎	-	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務 (通訳・介助実習Ⅰ)	4. 通訳・介助業務の実際 ⑤食事(外食) (通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務 通訳・介助実習Ⅰ
	10章 1. 食事 ②食堂の場合	-	13章 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務 (通訳・介助実習Ⅰ)	4. 通訳・介助業務の実際 ⑤食事(外食) (通訳・介助実習Ⅰ)	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務 通訳・介助実習Ⅰ
	10章 1. 食事 ③お弁当の場合	-			
	10章 1. 食事 ④懐石料理の場合	-			
	10章 1. 食事 ⑤円卓の場合	-			
	10章 1. 食事 ⑥洋食の場合	-			
	10章 1. 食事 ⑦バイキング形式の場合	-			
	10章 1. 食事 ⑧他に注意すべき項目	-			
	10章 2. トイレ ①基本的な考え方	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑧ トイレの利用 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
		-			
	10章 2. トイレ ②種類の選択	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑧ トイレの利用 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
		-			
	10章 2. トイレ ③個室のトイレ	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑧ トイレの利用 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
		-			
	10章 2. トイレ ④男性の小便器	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑧ トイレの利用 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ
-					
10章 2. トイレ ⑤洗面台までの移動	-	12章 盲ろう者の移動介助の基本 (通訳・介助実習Ⅰ)	2. 場面別移動介助方法 ⑧ トイレの利用 (通訳・介助実習Ⅰ)	移動介助実習Ⅰ 通訳・介助実習Ⅰ	
	-				
10章 11. 車いす利用の視覚障害者への対応 ①車いすの構造と各部の名称	-	16章 他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2. 平衡障害や肢体不自由がある場合(支援方法)	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	
10章 11. 車いす利用の視覚障害者への対応 ②車いす視覚障害者への対応の方法	-	16章 他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2. 平衡障害や肢体不自由がある場合(支援方法)	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	

## Ⅳ. 盲ろう者の移動支援に係る研修についての整理

### 1. 盲ろう者の移動支援に免除科目と考えられるもの

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修および同行援護従業者養成研修のそれぞれの研修修了者が効率的に両研修を修了できるよう、両研修の共通している内容の科目を免除科目とできないか、検討委員会にて検討を行った。

免除科目の検討にあたり、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の有識者である全国盲ろう者協会と、同行援護従業者養成研修の有識者である日本盲人会連合それぞれが、両研修のカリキュラムおよびテキスト内容を比較し、共通している内容があるか整理した。比較の対象になった両研修の内容は、「Ⅲ. 盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムと同行援護従業者養成カリキュラムの比較」(P. 36)にて提示している。

その結果、同行援護従業者養成研修の以下2項目においては、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修において共通している内容が多いとの結論に至った。

共通している内容が多い同行援護従業者養成研修の科目
障害・疾病の理解①
同行援護の基礎知識

免除科目を設定する場合、一部でも内容の共通していない科目を免除科目に設定してしまうと、必要な内容が履修することが出来ずに、結果として両研修修了者の質の低下を招いてしまう危険性もあり、科目の内容がどの程度一致していればよいのかという判断が求められる。

上記の科目については共通している内容が多いという点での合意は得られたが、具体的な免除科目設定までの合意は得られなかった。しかしながら、今後さらに検討を進めること、また、両研修のカリキュラムおよびテキストの修正を実施することによっても、免除科目を設定できる可能性はある。

全国盲ろう者協会においては、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のカリキュラム及びテキスト内容を修正していくことも視野に入れて検討している。同様に、日本盲人会連合も盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容を視野に入れつつ、今後研修内容の改訂を検討している。

また、免除科目を設定するにあたって、地域におけるばらつきについても懸念の声が上がっている。現在、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は、各自治体の裁量による運用がなされており、地域によっては規定の時間数の研修が実施されていない、実習方法に違いがある等、地域間格差が大きいことが報告されている。免除科目を設定するにあたり、そうした地域間格差の解消も視野に入れて検討していく必要がある。

## 2. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修正の方向性

全国盲ろう者協会としては、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のテキスト及びカリキュラム変更を次のような方向で検討している。

### (1) 視覚障害者（児）の福祉サービス

#### ①テキストにおける対応の方向性

本科目に必修の「盲ろう者概論」を対応させる。具体的には、選択の「盲ろう者福祉制度概論」のうち、本科目の共通・類似項目にあたる箇所を「盲ろう者概論」に盛り込むべく整理する。また、「移動支援と同行援護」に対応する内容としては、通訳・介助員派遣事業と同行援護の相違や共通性についての記述を盛り込むべく整理する。

「視覚障害者の移動支援制度の変遷 ②支援費制度における制度」については、支援費制度に対応する盲ろう者を主対象とする福祉サービスは存在しなかったことから、これに対する内容についての加筆はしないこととする。

#### ②カリキュラムにおける対応の方向性

「盲ろう者概論」の目的に、「福祉制度の理解」についての内容を盛り込む。

### (2) 同行援護の制度と従業者の業務

#### ①テキストにおける対応の方向性

本科目は、現時点で概ね「通訳・介助員の心構えと倫理」、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」の科目にて網羅されている。

その上で、免除科目を設定に向けて以下の通り内容を整理する。

- ・「1. 同行援護概論」を「盲ろう者概論」及び「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」に盛り込む。
- ・「2. 同行援護従業者の職業倫理 ⑤グループ（チーム）としての対応、⑩障害者虐待防止法について、⑫障害者差別解消法、⑬個人情報保護法」、「6. リスクマネジメント ②支援中の確認、④災害対応の確認」を「通訳・介助員の心構えと倫理」に盛り込む。
- ・「4. 同行援護制度の利用」、「5. 同行援護従業者の業務 ⑦記録やメモを残す」を「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」に盛り込む。
- ・「8. 移動に関係する制度 ④タクシー、⑤路面電車、⑥乗船券、⑦航空券、⑧公共施設の入場券」を「盲ろう者の移動介助の基本」に盛り込む。

### (3) 障害・疾病の理解①

#### ①テキストにおける対応の方向性

本科目中の対応していない部分は、「視覚・聴覚障害の理解」に盛り込むべく整理する。

### (4) 障害者（児）の心理①

#### ①テキストにおける対応の方向性

「盲ろう者の日常生活とニーズ」では成育歴や障害歴、それに伴う心理的変遷を3つの語りの中から描いているが、それらの語りをもとにした心理状態や望ましい支援についての解説を盛り込むべく整理する。

#### ②カリキュラムにおける対応の方向性

「盲ろう者の日常生活とニーズ」の内容に、「盲ろう者の心理とサポートのあり方」を盛り込む。

### (5) 情報支援と情報提供

#### ①テキストにおける対応の方向性

本科目は、「盲ろう通訳技術の基本」、「盲ろう者の移動介助の基本」（「移動介助実習Ⅰ」（必修））中で網羅されている。

### (6) 代筆・代読の基礎知識

#### ①テキストにおける対応の方向性

本科目については、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」、「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」において対応すべく整理する。具体的には、「1. 代筆」及び「2. 代読」については、通訳・介助員のテキストでも触れられているものの、代筆の場面、代読する文書の種類などが同行援護ではより詳細に説明されている。これを踏まえ、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」中で、代筆、代読が必要とされる状況をより細かく盛り込むべく整理する。

また、本科目中の対応していない部分は、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」に盛り込むべく整理する。

#### ②カリキュラムにおける対応の方向性

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」の内容に、代読・代筆を含めた業務内容についての文言を盛り込む

## (7) 同行援護の基礎知識

### ①テキストにおける対応の方向性

以下の通り内容を整理する。

- ・「3. 同行援護中の留意点 ①既往歴の確認、③同行援護の前の確認」を「通訳・介助員の心構えと倫理」に盛り込む。
- ・「7. 環境と移動に伴う機器 ①視覚障害者にとっての歩行環境、②物理的環境と人的環境」を「盲ろう者の移動介助の基本」に盛り込む。
- ・「5. 歩行に係る補装具・用具の知識」を「盲ろう者福祉制度概論」から「盲ろう者の移動介助の基本」に移動。
- ・「6. 日常生活動作に係る用具の知識」を「盲ろう者福祉制度概論」から「盲ろう者の日常生活とニーズ」に移動。

## (8) 基本技能

### ①テキストにおける対応の方向性

「4. 歩行、曲がる ⑤スロープ、⑥またぐ」、「7. いすへの誘導 ②長いすの場合、③丸いすの場合」については、「盲ろう者の移動介助の基本」に盛り込むべく整理する。また、「9. 交通機関の利用の基本」については、「盲ろう者の移動介助の基本 2. 場面別移動介助方法 ⑨電車の乗降」で取り上げているが、選択科目中の「移動介助実習Ⅱ」もしくは「通訳・介助実習Ⅱ」で実習を行うこととしており、必修科目中の「移動介助実習Ⅰ」もしくは「通訳・介助実習Ⅰ」に盛り込むべく整理する。

### ②カリキュラムにおける対応の方向性

「移動介助実習Ⅰ」の内容に、「交通機関の利用の基本」を盛り込む。そのため、「移動介助実習Ⅰ」の時間数を2時間から4時間に増やすことを検討する。その一方で、「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」、「盲ろうコミュニケーション実習」を1時間ずつ減らす。

## (9) 応用技能及び交通機関の利用

### ①テキストにおける対応の方向性

「1. 環境に応じた歩行 ①歩車道区別のない道路」と「2. さまざまな階段 ③幅広の階段、⑤土留めの階段や木道の階段」、「3. さまざまなドア ①自動ドア、②回転式のドア、③スイングドア」については、「盲ろう者の移動介助の基本」に盛り込むべく整理する。

②カリキュラムにおける対応の方向性

「4. エレベーター」、「5. エスカレーター ①上りの場合、②下りの場合」、「6. 車の乗降」については、「盲ろう者の移動介助の基本 2. 場面別移動介助方法」においてそれぞれ取り上げているが、選択科目中の「移動介助実習Ⅱ」もしくは「通訳・介助実習Ⅱ」で実習を行うこととしている。そのため、「通訳・介助実習Ⅰ」の内容に、「エスカレーター・エレベーターの利用など」を盛り込む。

(10) 場面別基本技能

①テキストにおける対応の方向性

「1. 食事」については、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務 4. 通訳・介助業務の実際」中の記述を厚くする。

②カリキュラムにおける対応の方向性

「1 1. 車いす利用の視覚障害者への対応」については、「他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援」で取り上げているが、基本的事項を「移動介助実習Ⅰ」で取り上げるべく整理する。

### 3. 同行援護従業者養成研修の修正の方向性

同行援護従業者養成研修のカリキュラム及びテキストを修正するにあたり、以下の点を盛り込んだ修正を行う必要がある。

#### (1) 同行援護従業者の質の担保

現在、同行援護従業者の質の確保の必要性についての議論が実施されており、現行の同行援護従業者養成研修では十分な質が確保できていないことが、日本盲人会連合の課題の一つとしてあがっている。その要因の一つとして、同行援護従業者養成研修のカリキュラムが、実際の同行援護の提供に合致していないことがあげられる。具体的には、現在の同行援護従業者養成研修は、一般課程と応用課程の二つに分けられており、一般課程の研修を修了すれば、応用課程までを修了したサービス提供責任者の下、同行援護の提供ができる形になっている。しかしながら、一般課程での実習時間等が少ないこと、利用される頻度の高い公共交通機関での支援方法が応用課程に分類されている等、一般課程を修了しただけでは利用者の安全性の確保に懸念がある状況となっている。それらを解消し、同行援護従業者の質を担保するために、同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直す必要がある。

#### (2) 盲ろう者へのサービスの提供

同行援護は、制度としては盲ろう者も支援対象としているが、現状の同行援護従業者養成研修のカリキュラムにおいては、盲ろう者を支援するために必要な内容が不足している状態となっている。しかしながら、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、盲ろう者が同行援護を利用しやすくするための方針が示された以上、同行援護従業者は盲ろう者にも対応する必要性が生じてくる。本研究の成果である盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供できるようになるのとは別に、視覚障害者を対象としている同行援護従業者においても、盲ろう者に関する障害特性や視覚障害者とのコミュニケーション方法の違い等、盲ろう者に関する基礎知識を学ぶ必要がある。

その上で、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との免除科目の設定に向けて、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を視野に入れた同行援護従業者養成研修の新カリキュラムを作成していくことを検討する必要がある。

さらに、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容についても、同行援護のテキストに合わせて改訂していくことも合わせて必要になる。

## IV. 盲ろう者の移動支援に係る研修についての今後の方向性

### 1. 今後の課題

本年度の研究結果より、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修の両研修における免除科目を設定するには、両研修のカリキュラムの修正を実施する必要性が明らかになった。そのため、次年度以降は、両研修のカリキュラムを修正した新しいカリキュラム案を作成し、免除科目を検討する必要がある。

免除科目を設定するためには、同行援護従業者養成研修の研修内容に盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容をすり合わせ、免除科目が設定しうる盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の新カリキュラムを作成する必要がある。そのためには、まず同行援護従業者養成研修の新カリキュラムを確定しなければならない。

同行援護従業者養成研修の新カリキュラム策定に向けた検討は、現在も日本盲人会連合内で進められている。来年度以降に、日本盲人会連合が検討している新カリキュラム素案をもとに、カリキュラムに盛り込むべき要素や研修時間数等の検討を行い、必要に応じてアンケート調査やヒアリング調査を実施することで新カリキュラム案確定のためのエビデンスを獲得していく必要がある。

併せて、同行援護従業者養成研修の新カリキュラム素案をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修にて同行援護を包括できる科目の作成について検討を実施し、検討結果をもとに盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の新カリキュラム案を作成していく。

両研修の新カリキュラム案を確定した後に、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修の免除科目の検討を行う。

### 2. 研修内容の改訂の必要性

#### (1) 同行援護従業者養成研修

##### ① 同行援護従業者養成研修の修正

前述の通り、同行援護従業者養成研修の新カリキュラム素案作成が急務となる。現在、日本盲人会連合にて「IV. 盲ろう者の移動支援に係る研修についての整理」の「3. 同行援護従業者養成研修の修正の方向性」にて記載した方向性に合わせた新カリキュラム及びそれに準じたテキストの作成に関する検討が進められている。

検討の方向性としては、一般課程と応用課程を一体化した32時間の研修カリキュラムにて、新カリキュラム素案を作成することを想定している。しかしながら、新規の同行援護従業者が減少している昨今、資格取得のための研修時間を大幅に延長することが更なる同行援護従業者の減少につながる可能性もある。新規の同行援護事業者の減少は、同行援護事業所自体の減少につながる恐れがあり、結果として同行援護を求める利用者に同行援護を提供できなくなる懸念がある。

そうした懸念も併せて内部検討をすすめ、次年度以降には新カリキュラム素案をもとに、カリキュラムに盛り込むべき要素や研修時間数等の検討を行い、必要に応じて

利用者・事業者に対する研修時間の妥当性等のアンケート調査やヒアリング調査を実施することで新カリキュラム案確定のためのエビデンスを獲得していく必要があると考えられる。

## ②都道府県の研修における実施上の留意事項

同行援護従業員養成研修のカリキュラム及びテキストを修正していくにあたり、同時に研修実施の際の留意事項等を記載した研修ガイドラインを作成する必要がある。現在、研修の実施方法については、都道府県及び実施機関等の判断のもと実施されている。しかしながら、研修の実施実態を見てみると、実技科目をビデオ鑑賞のみで受講することが認められている、実技科目の移動時間が研修時間に包括されているかどうかの取り扱いに差がある、研修日程に休憩時間が設定されていない等の課題が散見される。それにより、同行援護従業者の質の低下や地域格差が生じており、それらの課題を早急に解決する必要がある。そのため、取り扱いが曖昧になっている実施方法についての留意事項をまとめた研修ガイドラインの作成が求められる。

来年度の事業においては、同行援護従業者養成研修のカリキュラム及びテキストの修正と合わせて、「同行援護従業者養成研修ガイドライン」の作成についても検討していく。

## (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修

「IV. 盲ろう者の移動支援に係る研修についての整理」の「2. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修正の方向性」をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のカリキュラム及びテキストの修正を実施していく。また、次年度には同行援護従業者養成研修のカリキュラム及びテキストの修正案が提示されることから、その修正案をもとに両研修における免除科目を設定できるよう、検討していくことが必要であろう。

## V. 同行援護サービスにおいて盲ろう者向け通訳・介助員が行うイメージ

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と同行援護従業者養成研修の免除科目を設定するにあたり、実際に同行援護従業者養成研修の免除科目を受けた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供するイメージを共有した。免除を受けた盲ろう者向け通訳・介助員は、盲ろう者に対してのみ同行援護を提供するイメージは共有されており、そのうえでのサービス提供方法について及びその課題について、以下にまとめた。

### 1. 盲ろう者向けの同行援護サービスを提供するにあたってのイメージ

#### ①イメージ1：同行援護事業所に盲ろう者向け通訳・介助員が登録するイメージ

##### ■イメージ

盲ろう者向けの同行援護が提供可能な盲ろう者向け通訳・介助員（以下、「盲ろう者向け同行援護従業者」という。）が、同行援護事業所に支援員として登録し、盲ろう者の同行援護利用者にサービスを提供していくイメージ。盲ろう者向け同行援護従業者は、利用者が盲ろう者である場合に派遣することを想定し、利用者が視覚障害者である場合は派遣しないことを想定する。（同行援護従業者養成研修を受講済みの場合は派遣を想定。）

また、盲ろう者は、単一の視覚障害者と比較して個別性が高く、支援をするためには盲ろう者の障害特性に合致した支援を提供する必要がある。そのため、利用者が盲ろう者向け通訳・介助を使用する際に支援をしているのと同じ支援員が、同行援護の際にも支援することを想定している。

##### ■課題

盲ろう者向け同行援護従業者は、制度上は単一の視覚障害者への支援が可能となっている。盲ろう者向け同行援護従業者が盲ろう者の利用者へのみ支援を実施するかどうかは、登録している同行援護事業所の判断によるものとなる。しかしながら、同行援護事業所の中には人材不足である事業所も多く、事業所によっては盲ろう者向け同行援護従業者が単一の視覚障害者の利用者へ派遣する可能性がある。その場合、単一の視覚障害者への対応のスキルと盲ろう者への対応のスキルの使い分けが十分にできるのかなどが懸念される。

#### ②イメージ2：新たに盲ろう者向けの同行援護事業所を立ち上げるイメージ

##### ■イメージ

盲ろう者向け同行援護従業者が所属している事業所が、新たに盲ろう者向けの同行援護事業所を設立し、盲ろう者の利用者に対して支援員を派遣していくイメージ。盲ろう者向けの通訳・介助員の所属している事業所が運営するため、現在は盲ろう者向け通訳・介助で利用している利用者に対して、同行援護の提供が可能となる。また、イメージ1と同様に、盲ろう者向け通訳・介助と同じ支援員でのサービスが

提供可能となる。

同行援護事業者リストとしては登録されるため、視覚障害者の利用者が来ることは想定されるが、盲ろう者向けの同行援護事業所であることを説明し、近隣の単一視覚障害者向けの同行援護事業所へ利用者を紹介することは可能である。

#### ■課題

課題としては、新規に同行援護事業所を設立する場合に、事業所として運営していくために一定の利益及び人員の確保が必要となってくることがあげられるだろう。盲ろう者への同行援護の支援のみで事業所を維持することが可能であるのか、また、難しい場合にどのように事業所を維持していくのかが課題となってくる。

また、近隣に視覚障害者向けの同行援護事業所がある場合には、視覚障害者との棲み分けは可能となるが、人口が少なく、視覚障害者向けの同行援護事業所がない地域であれば、単一の視覚障害の利用者にも支援をせざるを得なくなってくることも想定される。その場合、上記「イメージ1」と同様の懸念が生ずる。

## 2. 理想的な運用イメージ

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び同行援護従業者養成研修の両研修の全ての科目を修了した支援者を育成することである。そうした支援者であれば、盲ろう者と視覚障害者のどちらの支援方法も会得しているため、利用者の障害特性に関係なく支援することができる。利用者としても、どちらにも対応できる支援者であれば安心して支援をしてもらうことができるだろう。事業者としても、両者に対応できる支援者がいることはメリットとなる。また、当の支援者としても、両者に対応できれば、安定的に仕事を受けられるというメリットが出てくる。

しかしながら、そうした支援者を育成するためには、現在の研修であれば、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の共通科目（42 時間）及び選択科目（42 時間）を合計した 84 時間、同行援護従業者養成研修の一般課程（20 時間）及び応用過程（12 時間）を合計した 32 時間の研修をすべて受講する必要がある。それらの膨大な研修時間を受講し、多くの支援者を育成していくのはハードルが高いと言わざるを得ない。

## 参考文献

- ～日本のヘレン・ケラーを支援する会®～ 社会福祉法人 全国盲ろう者協会「平成 28 年度『盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業』『盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業』実態調査報告書」平成 29 年 3 月
- 株式会社ピュアスピリッツ「平成 25 年度障害者総合福祉推進事業『同行援護に関する実態把握と課題について』調査結果報告書」平成 26 年 3 月
- 社会福祉法人日本盲人会連合「視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業 報告書」平成 26 年 7 月

厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業

**盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に  
関する研究 報告書**

平成 30 年 3 月

社会福祉法人リべるたす

〒260-0802 千葉県千葉市中央区川戸 468-1

TEL: 043-497-2373